



箕面市みどりの基本計画 (素案)



策定：平成16年8月
改訂：平成24年3月
改訂：令和8年3月



箕面市

目次

第1章 計画の前提	1
1. みどりの基本計画とは	1
2. 計画の背景	2
2-1 計画改訂のポイント	2
2-2 背景と目的	4
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	6
5. 計画の対象	7
第2章 現況特性と課題	9
1. 社会的現況特性	9
1-1 風土	9
1-2 人口動態	9
1-3 土地利用	10
1-4 文化と歴史	12
2. みどりの現況特性	13
2-1 本市のみどりの量	13
2-2 みどりの構造－3つの大別構造－	23
2-3 箕面らしいみどりの継承	25
2-4 多様な市街地のみどり	26
3. これまでの取組と制度	29
3-1 規制・誘導型の取組と制度	29
3-2 市民参加型の支援制度	31
3-3 活動資金等の支援の取組と制度	32
4. 市民アンケート結果	33
4-1 アンケート結果	33
4-2 アンケート結果による課題の認識	43
5. 本市のみどりの課題	44
5-1 本市のみどりの課題	44
5-2 課題のまとめ	46
第3章 計画の将来像	48
1. みどりの将来像	48
2. 「みどりの将来像」を実現するための基本方針	49

第4章 実現に向けた取組	51
1. 基本方針と取組	51
2. 取組一覧	52
3. 基本施策	54
3-1 基本方針1に基づく取組・施策	54
3-2 基本方針2に基づく取組・施策	58
3-3 基本方針3に基づく取組・施策	61
3-4 基本方針4に基づく取組・施策	64
第5章 緑化重点地区	66
1. 緑化重点地区の設定	66
1-1 緑化重点地区の概要と目的	66
1-2 緑化重点地区設定の基本的な考え方	66
第6章 数値目標	70
1. 計画の数値目標など	70
1-1 計画のフレーム	70
1-2 計画の確保目標水準	71
1-3 計画の推進体制	74
2. 公園整備内容	76
2-1 住区基幹公園・都市基幹公園の基本的な整備方針	76
2-2 公園整備内容	76
3. 策定経過	79
3-1 策定経過	79
3-2 検討体制	79

第1章 計画の前提

1. みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に基づき、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを定める、市町村のみどりに関する総合的な計画です。

過去には、「緑のマスタープラン」や「都市緑化推進計画」の策定が進められてきましたが、気候変動問題の深刻化や、みどりをベースにしたまちづくりに対する市民のニーズの高まり、価値観の多様化などに対応し、みどり豊かな都市環境を形成するため、平成6年の都市緑地保全法の改正により「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」制度が創設されました。その後、平成16年に制度が拡充され、平成29年の都市緑地法改正により緑地の定義に農地が含まれるようになったことで、より一体的なみどりの施策が進められるようになりました。

令和6年の都市緑地法の改正により、国は、都市緑化行政の推進目標や官民の取組の方向性を示す必要性、広域でネットワーク性のある緑地の総合的で計画的な保全・創出の必要性を示し、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下、「緑の基本方針」)を定めています。その基本的な方針として、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態)の向上など、様々な社会課題に対応するため、都市における緑地の重要性や、国全体での質・量の両面での緑地の確保の必要性を打ち出しています。

また、都道府県でも緑地の保全等に関する広域計画の策定が推進されることになりました。

このように「みどりの基本計画」は、国や都道府県の各計画と連携を取りながら、市町村が独自性や創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備や維持・管理、そのほかの公共公益施設及び民有地の緑化推進等、まちのみどり全般について、「みどりの将来のあるべき姿」と「それを実現するための施策」を明らかにするものです。

2. 計画の背景

2-1計画改訂のポイント

平成24年に行った前回の計画改訂以降、関連法令の改正、社会情勢の変化やニーズの多様化に応じて新たなみどりの施策を実施してきました。これらの施策を計画に改めて位置づけるとともに、計画の確保目標水準を検討し、望ましい将来像の実現化に向けた方策を踏まえた計画とするため、今回改訂を行うこととしました。

計画改訂にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

①緑の基本方針(国)、緑の広域計画(大阪府「大阪府みどりの広域計画」)との整合

②これまでの取組の位置づけ

- ・社会情勢の変化やニーズに応じて、これまでに開始したみどりの施策を本計画に位置づける。
- ・市民・市民団体や事業者による、みどりに対する先駆的かつ主体的な取組を本計画に位置づける。

③“みどり”の取組の推進

【公共空間のみどり】

- ・今後も計画的に整備を進め、市民及び民間事業者の参加や協力を得て、適切に維持管理していく。
- ・官民連携における主体的な取組を支援する仕組みを推進する。

【私(個人・民間)空間のみどり】

- ・量と質の向上に向けて、市民及び民間事業者の主体的な取組を引き出す仕組みを推進する。

④意識の向上

- ・本市のみどりの状況や変化を分かりやすく伝え、多くの市民が“みどり”を増やす取組に参加する意識が高まるよう、「計画の目標水準」を定め、取組の進捗管理を行う。

表 1 関連計画の策定経過

年月		策定経過
昭和 55 年	3 月	大阪府緑のマスタープラン策定(目標年次平成 12 年)
昭和 56 年	3 月	箕面市緑のマスタープラン策定(目標年次平成 12 年)
昭和 59 年	3 月	大阪府緑のマスタープラン見直し(目標年次平成 12 年)
昭和 60 年	3 月	箕面市緑のマスタープラン見直し(目標年次平成 12 年)
平成 3 年	3 月	箕面市緑のマスタープラン見直し(目標年次平成 22 年)
平成 6 年	6 月	都市緑地保全法の一部改正(みどりの基本計画の制度化)
平成 8 年	8 月	箕面市都市計画マスタープラン策定
平成 11 年	2 月	箕面市緑のマスタープランの見直し(目標年次平成 22 年)
		大阪府広域緑地計画策定(目標年次平成 37 年)
平成 16 年	6 月	都市緑地法制定(都市緑地保全法の改正)
平成 16 年	8 月	箕面市みどりの基本計画策定(目標年次平成 37 年)
平成 21 年	12 月	大阪府みどりの大阪推進計画策定(目標年次平成 37 年)
平成 24 年	3 月	箕面市みどりの基本計画見直し(目標年次平成 37 年)
平成 28 年	2 月	箕面市立地適正化計画策定
平成 29 年	5 月	都市緑地法の改正(緑地の定義に農地を含める)
令和 6 年	5 月	都市緑地法の改正(国や都道府県からも都市における緑地の保全等に関する基本方針を定める)
令和 8 年	3 月	大阪府 大阪府みどりの広域計画策定

2-2背景と目的

本計画の改訂にあたり、関連法令の改正を含め、近年の社会的背景等を以下のとおり整理しました。

(1) 環境問題に対する世界的潮流

近年、自然環境の破壊や自然生態系の悪化等が進み、地球温暖化や気候変動による気象災害の激甚化が目に見える形で進んでいます。こうした状況を受けて、人々の地球環境問題への意識が高まっています。

また、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル*¹」の推進や、生物多様性の回復を目指す「ネイチャーポジティブ*²」の考え方の広がり、自然資源の有効活用、持続可能な循環型社会(SDGs*³への取組)への変革が求められています。

このような中で、“みどり”は、生物多様性の確保や温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の吸収、大気の浄化など、環境保全において重要な役割を果たすものとして期待されています。

(2) ライフスタイルや価値観の多様化、「心の豊かさ」の重視

わが国は高度に成熟した社会であり、新型コロナウイルス感染症の拡大も影響して、人々の価値観が変化しています。これまでのような物質的な豊かさよりも、「こころの豊かさ」や「アイデンティティ(らしさ・独自性)」、「ウェルビーイング*⁴(身体的・精神的・社会的に良好な状態)」を重視する傾向が強まっています。

“みどり”には、精神的・身体的な健康の増進や生活を豊かにする効果があることがわかっています。

人と自然が共生し、更にウェルビーイングの向上につながるよう、緑地の質と量を充実させていくことを考える必要があります。

(3) 都市計画の考えの変化とみどりの重要性

わが国では、人口減少・高齢化が急速に進む中で、地方都市の広がった市街地をコンパクトにまとめ、生活の利便性を維持・向上させるまちづくりを推進し、地域経済の活性化や都市の持続性の確保に繋げる「コンパクト・プラス・ネットワーク*⁵」という方針が掲げられています。これを受け、地方都市には、地域の自立や独自の風土と歴史を継承しつつ、都市計画に沿ったまちづくりが求められています。

一方で、都市における“みどり”の重要性も高まっていることから、コンパクトなまちづくりと合わせて、都市のレジリエンス*⁶(回復力)向上や環境負荷低減を同時に目指す戦略が必要です。“みどり”を「グリーンインフラ*⁷」としてまちづくりに活用するなど、まちづくりの環境基盤に“みどり”の考え方を反映していくことが重要です。

(4) 市民の主体性・地域の独自性のあるまちづくり

成熟した社会では、多様な主体が協働して取り組む官民連携を基軸とした制度（PPP*⁸、PFI制度*⁸、アドプト・プログラム*⁹等）があり、多様な主体と連携しながら、市民自らがまちづくりに関わる機会が増えています。本市でも、山間・山麓部の保全活動など、多くの市民や市民活動団体が“みどり”に関わる主体的な活動を続けています。

“みどり”は、生活に密着した身近で普遍的な存在として、まちづくりやコミュニティづくりの手段として、今も変わらず期待されています。

(5) みどりを支えてきたこれまでの社会システムの変化

自然環境（みどり）には、農業や林業、里山など、人々の暮らしや社会の仕組みによって守られてきた多くの自然や生態系があります。しかし、農業生産人口の減少や高齢化、人材不足、里山林や農地の経済価値の低下により、それまでの維持管理の仕組みが崩壊し、“みどり”は大きな支えを失いました。その結果、放置される森林が見られるようになり、農地においても昭和50年代ごろから耕作放棄地や住宅地への転用が進んでいます。

また、住宅地など身近な場所でも土地の細分化が進み、生け垣や大木が伐採されるなど、まちの中の“みどり”にも大きな変化が起きています。

今後も“みどり”を守り育てていくためには、これらの社会課題に対応した、新しい連携体制の構築や財源確保策が必要です。

【参考】

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）
（令和6年12月、国土交通省公示 第1367号）

グリーンインフラの推進について（令和6年9月、国土交通省総合政策局環境政策課）
グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5年9月、国土交通省）

3. 計画の位置づけ

箕面市では、「みどりの基本計画」策定以前から、「緑のマスタープラン」や様々なみどりに関する施策の推進により、みどりの保全・創出に取り組んできました。

今回の改訂では、計画の「将来像」と「基本方針」を継承するとともに、計画の背景に示すように、新たな社会潮流に対応した内容とし、新たな概念や新技術等を取り入れた施策などを合わせ、かけがえのない「箕面らしいみどり」を次世代へ引き継ぐ計画としています。

また、上位計画との整合や関連計画と連携する内容とし、「箕面すみどりの基本計画改訂版策定会議」での議論を経て、改訂を行いました。

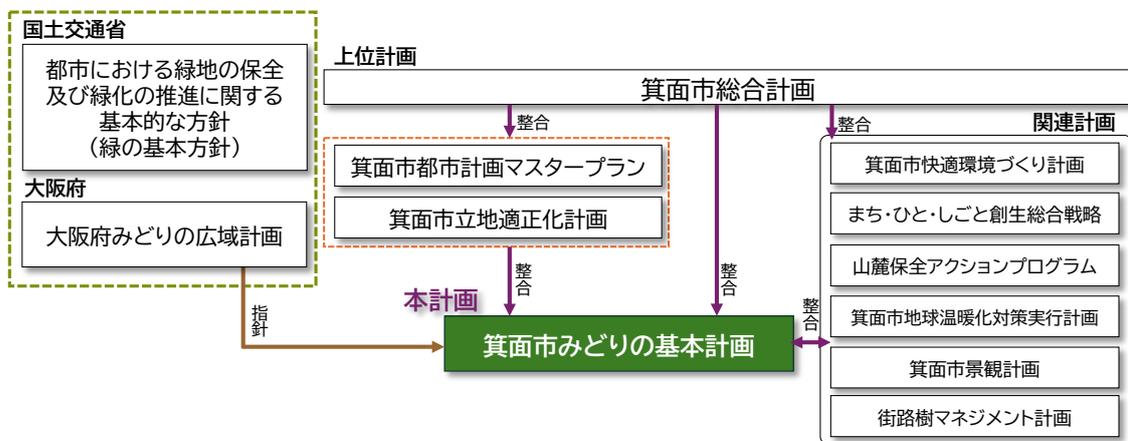


図 1 本計画の位置づけ

4. 計画の期間

本計画では計画期間を10年とし、令和17年度(2035年度)を目標年次とします。

社会情勢の変化に対応するため、令和12年度(2030年度)を中間年次とし、計画の確保目標水準の確認及び本市のみどりの施策の取組の進捗状況の把握を行います。

さらに、上位計画や関連計画等の見直しの際には、併せて本計画の見直しも行う予定です。また、この期間中にも、機会に応じて計画の進捗状況の把握と評価を行います。

表 2 計画期間

計画期間	中間年次	目標年次
10年	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)

5. 計画の対象

本計画の対象範囲は、本市全域とします。

また、次のような“みどり”を本計画の対象とします。

“みどり”とは、山地の森林、まちなかの樹林・樹木・緑地、公園、農地及びこれらと一体となった水辺、オープンスペースなどを指します。

※ひらがなの“みどり”には、樹木などの植物としての緑だけでなく、緑と一緒にあるオープンスペースも含まれます。

緑地 みどり	施設緑地	都市公園	街区公園や近隣公園など都市公園法による公園
		市民の森、公共・民間施設	都市公園法以外で公園的機能を有するもの
	地域制緑地	法によるもの	近郊緑地保全地域・自然公園・保安林・風致地区・生産緑地地区・市民農園など
		条例等によるもの	箕面市都市景観条例「山なみ景観保全地区」など
緑化空間	公共	水辺・オープンスペース	道路・河川など緑化空間
		建築敷地	官公庁施設・学校・公営住宅などの緑化空間
	民間	水辺・オープンスペース	企業グラウンド・ため池・農地などの緑化空間
		建築敷地	個人宅やマンション・企業の敷地

図 2 対象となる“みどり”

“みどり”には、本来、以下のような効果があるとされています。

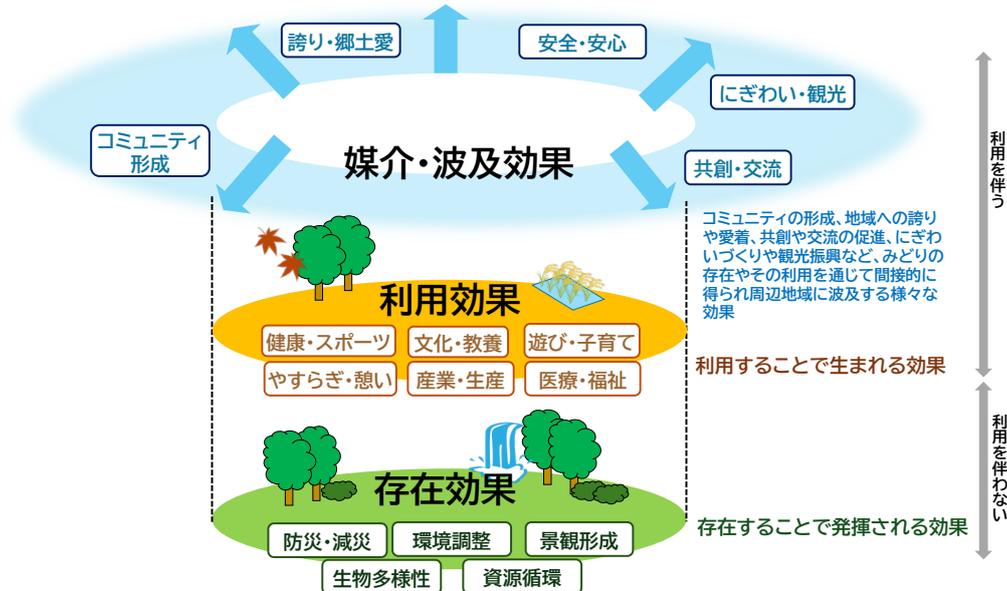


図 3 みどりの効果

【参考】グリーンインフラ推進戦略 2023/国総研資料 第 914 号から整理

単語解説※		
<p>*1 カーボンニュートラル (Carbon Neutral/脱炭素)</p>	<p>*2 ネイチャーポジティブ (Nature-positive)</p>	<p>*3 SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)</p>
<p>温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡させることを意味します。そのカーボンニュートラルが実現された社会を“脱炭素社会”と呼びます。</p>	<p>日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。</p>	<p>SDGsとは、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継であり、17の目標と169のターゲットと230の指標からなり、「持続可能な開発目標」と訳されます。SDGsは、2030年の未来像を示すもので、「持続可能な開発」とは、将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発を指します。環境問題に関わるの目標を含め、あらゆる分野の社会課題と長期的な視点のニーズが詰まっています。</p>
<p>*4 ウェルビーイング (Well-being)</p>	<p>*5 コンパクト・プラス・ネットワーク (Compact Plus Network)</p>	<p>*6 レジリエンス (Resilience)</p>
<p>個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。</p>	<p>人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを指します。</p>	<p>自然災害や気候変動などに対し、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念です。一般用語としては、困難などに直面したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきましたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになりました。</p>
<p>*7 グリーンインフラ (Green infrastructure)</p>	<p>*8 PPP (Public Private Partnership)</p>	<p>*9 アドプト・プログラム (Adopt Program)</p>
<p>1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会の様々な課題解決に活用する考え方です。日本では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。</p>	<p>公共施設等の建設、管理運営等について官民が連携することで、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政効率化等を図るものです。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI等の複数の方式があります。PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う手法の1つです。行政の事業コスト削減と、民間ノウハウを活かした質の高いサービスの提供を行える手法です。</p>	<p>地域団体等が公共の場所(道路、公園、河川など)の清掃や美化活動を継続的に実施するもので、行政がその活動を支援するプログラムです。</p>



SDGs(持続可能な開発目標)における17の目標のアイコン

第2章 現況特性と課題

1. 社会的現況特性

1-1 風土

箕面市は、京阪神都市圏のほぼ中央となる大阪府北西部に位置し、東は茨木市、西は池田市、南は豊中市と吹田市、北は豊能町と兵庫県川西市に隣接しています。大阪都心からは約 20km 圏内に位置しており、東西 7.1km、南北 11.7km、面積 4,790ha の市域を有しており、面積の約 5 割が北摂山系の山間部で、山間部を挟んで北側と南側に市街地が広がっています。

気候は、瀬戸内気候に区分され、北摂連山を背に大阪湾から北東約 20km に位置するため、平均気温は大阪市より1～2℃低い 18.0℃¹となっています。降水量は、月平均 126.9mm¹です。

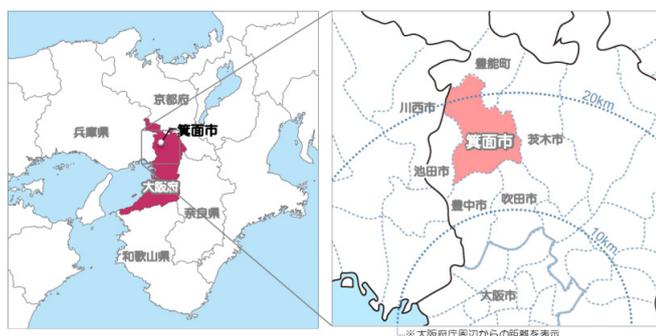


図 4 箕面市の位置

1-2 人口動態

社会全体の傾向では人口減少、少子高齢化等が進む中で、本市の人口は微増傾向にありますが、令和 12 年(2030 年)以降は減少に転じると推定されています。

年齢構成で見ると、生産年齢人口と年少人口の割合は減少傾向にあり、今後は高齢化が更に進むと考えられます。

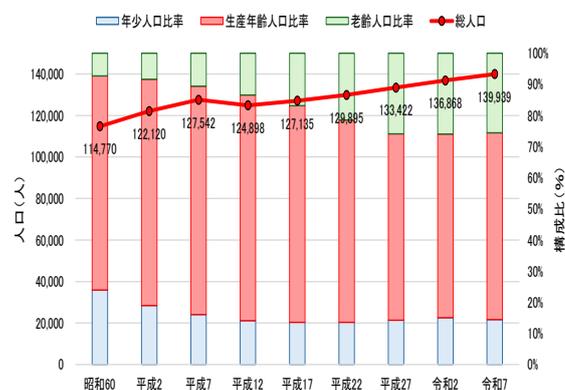


図 5 箕面市の総人口と年代別構成

¹ 出典:箕面市 市勢年鑑(令和 7 年度)

1-3土地利用

本市全域(4,790ha)は都市計画区域に指定されており、令和 7 年度(2025 年度)時点の市街化区域は 2,006ha です。

市域の約5割が森林で、宅地は約2割を占めています。本市は大阪郊外の住宅都市として発展し、市街化区域の約 90%が住居系用途地域です。そのため、市街化区域内に工業系の用途地域は指定されていません。人口集中地区面積(DID)は、約 1,560ha (令和 2 年度)で、市街化区域の 77%を占めます。

都市計画		
市域全域	4,790ha	
市街化区域	2,006ha	42%
市街化調整区域	2,784ha	58%
土地利用		
宅地	1,058ha	22%
道路	408ha	9%
農用地	183ha	4%
森林	2,479ha	52%
水面・河川・水路	112ha	2%
その他	550ha	11%
合計	4,790ha	

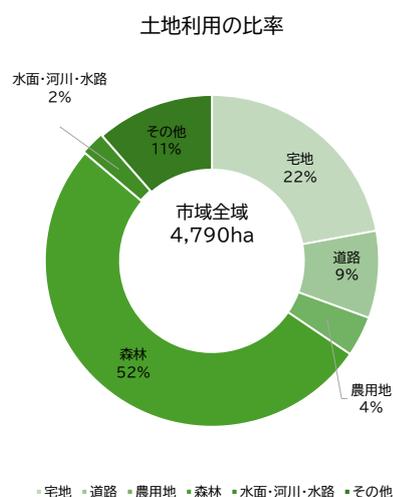


図 6 土地利用現況

西部地域

明治 43 年(1910 年)の箕面有馬電気軌道(現・阪急電鉄)の開業を契機に住宅地が開発され、自然と交通の利便性を兼ね備えた郊外住宅地として現在も続く地域です。

東部・中部地域

昭和 40 年代以降、千里丘陵の開発や万国博覧会に伴う道路整備による利便性を活かした計画的な住宅地開発(彩都、小野原西など)が進められました。また、令和6年(2024 年)3月には北大阪急行線が延伸され、大阪都心部へ乗り換えなしでアクセスが可能となり、新駅を中心に新たなまちづくりが進む地域です。

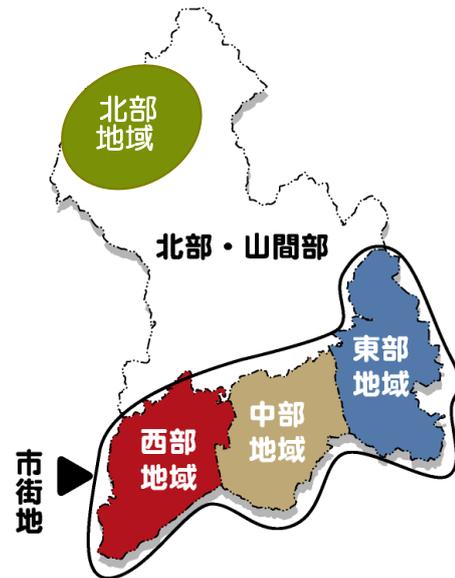


図 7 地域区分図

北部地域

市の北部の山間部に位置し、古くから集落が広がる自然豊かな地域です。地域西側では大阪府が箕面森町の整備を進め、平成 19 年(2007 年)のまち開き以降人口が増加している地域です。

1-4文化と歴史

本市には、瀬川遺跡などの縄文時代にさかのぼる遺跡や、為那都比古神社、阿比太神社などの平安時代からの社寺が点在しています。また、山間部の瀧安寺、勝尾寺は北摂地方の仏教文化の中心地として、修験者の聖なる地となってきた歴史があります。

西国街道(山崎街道)や勝尾寺参道などは、古代から都への交通の要所で、多彩な人々が往来する多様な文化の通り道となっていました。これらの巡礼街道から、山麓部の近くの集落ではマンドロ(愛宕信仰とお盆の送り火が混合した慣習で、お盆の時期に子どもたちが愛宕山から火をもらい受け、たいまつをもって山から降りてくる)などの習慣が伝播したといわれ、伝承行事が現在でも受け継がれています。

現在、山麓部・山間部には東海自然歩道、箕面自然研究路、おおさか環状自然歩道、豊能自然歩道、勝尾寺参道などのハイキング道が南北に整備され、人々の自然に親しむ場や憩いの場となっています。また、市民の森である「教学の森」には宿泊施設(青少年教学の森野外活動センター(オルタナの森・Minoh))や多彩なハイキングコースが整備され、アクティビティや自然散策、憩いの場として多くの人々に利用されています。

府営箕面公園昆虫館(箕面公園内)や箕面ビジターセンター(明治の森箕面国定公園内)は、子どもや登山客・観光客に対し、箕面市の自然に関する情報発信や学習の場としての役割を果たしています。このように、観光資源としても、明治の森箕面国定公園や府営箕面公園(箕面の滝)には年間 100 万人以上の観光客が来訪しており、コロナ禍以降は来訪者数が増加傾向にあります。



西国街道(栗生新家)



箕面の滝



勝尾寺

2. みどりの現況特性

2-1本市のみどりの量

(1)自然環境・森林

本市の山間部は、箕面川ダムを囲むように国有林が広がっており、自然公園(明治の森箕面国定公園、明治の森箕面自然休養林)や風致地区等とも重複・包含して指定されています。

その周囲の山麓部を広く地域森林計画対象民有林が囲み、箕面市森林整備計画(令和7年4月改訂)によると、森林面積は市域4,790haに対して2,405haと約5割になり、非常に豊富な森林に恵まれていることが分かります。

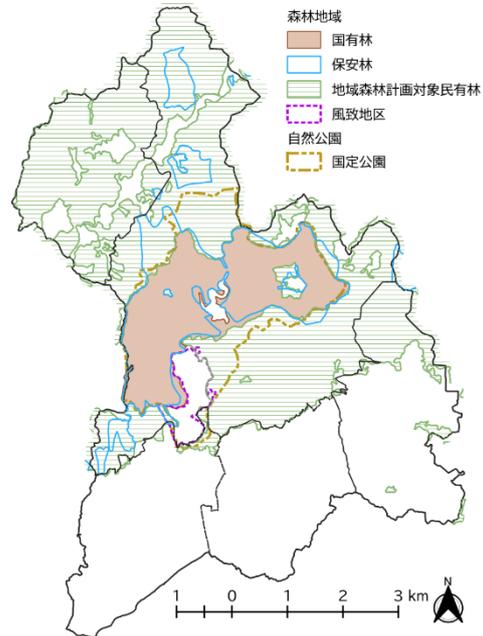


図 8 森林指定区域

表 3 本市の森林区域指定の現況

緑地種別	面積(ha)	備考
国有林	567.0	大阪地域森林計画書より 準拠法:国有林野の活用に関する法律
地域森林計画対象民有林	1,838.0	箕面市森林整備計画(令和7年4月改訂)より そのうち人工林は346ha(人工林率約19%) 準拠法:森林法
総計		2,405.0

市内の森林の指定状況(以下は、指定区域が重複する)		
近郊緑地保全区域	2,458.0	準拠法:近畿圏の保全区域の整備に関する法律
自然公園 (明治の森箕面国定公園、明治の森箕面自然休養林)	962.6	準拠法:自然公園法 府営箕面公園、風致地区、保安林区域(一部)を含む
保安林	831.0	準拠法:森林法
風致地区	91.8	準拠法:都市計画法

これらの市域の約 5 割を占める豊かな森林のうち、本市の国有林はほとんどがスギ・ヒノキの人工林で占められています。その他の多くは、アベマキ-コナラ群集・モチツツジ-アカマツ群集の二次林で、常緑広葉樹への遷移が進み、それらの混交林が分布しています。箕面らしい特徴として、箕面公園周辺は谷底にイロハモミジとケヤキの優先する落葉樹林が発達しています。

国有林の管理は「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」が担っており、市民・NPO²・企業・行政・専門家など幅広い主体が参加する山間・山麓部の保全活動が継続的に行われています。

いずれの山林も、寺社領や国定公園等の指定により大きな人為的な破壊は免れていますが、山麓部では市民ボランティアによる間伐や保全活動が行われているものの、多くの山林では人の手が入らず、自然のままの状態になっています。マツ枯れ・ナラ枯れの発生、竹林のてんぐ巣病、近年ではシカの食害によって希少植物や下層植生の大幅な減少、カシノナガキクイムシへの対処や外来種による被害への対応など、里山の再生と生態系の維持、山林の維持管理が課題となっています。こうした自然豊かな森林の状態を保つために、景観計画等では「山すそ景観保全地区」「山なみ景観保全地区」「止々呂美田園景観保全地区」など、景観の保全区域の指定をしています。

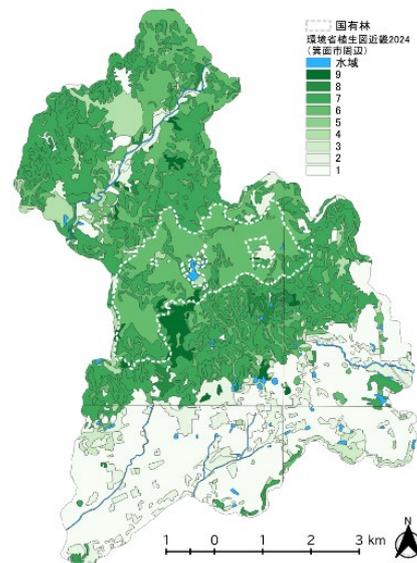


図 9 植生の自然度



こもれびの森でのボランティア活動
引用:NPO法人みのお山麓保全委員会



防鹿ネットの設置活動
引用:NPO法人みのお山麓保全委員会

² NPO法人みのお山麓保全委員会:山麓保全に関する中間支援組織として、人づくり、イベント、交流、PR活動などを柱に、“箕面の山を守り育て活かす”様々な活動を展開しています。

箕面市の緑被率

緑被率(りょくひりつ)は、樹木・樹林に被われた地域の面積割合を示すもので、山林、公園の樹木、街路樹、庭木などの面積を航空写真等で計測する緑化指標の一つです。大きな開発がなく成熟したまちでは、公園や道路の樹木が少しずつ成長し緑被率は時間の経過とともに微増すると考えられますが、本市の市街化区域においては、これまで施行された数々の土地区画整理事業が緑被率の増減に大きく影響しています。

本市の「みどりの基本計画」策定時の緑被率は、以下のとおりです。

平成14年(2002年)の市街化区域の緑被率が特に高くなっていた要因は、平成4年(1992年)から平成14年(2002年)までの間に、彩都・箕面森町・小野原西地区造成前の樹木が多く残っている時点で新たに市街化区域に編入されたためとみられます。

市街地開発が完了した現在、どの程度緑被率が回復しているかについては、今後改めて整理を行う必要があります。

近隣市の緑被率との比較(平成14年度時)

市町村	全域			市街化区域		
	区域面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	区域面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率(%)
箕面市	4,784	2,977	62.2	1,985	611	*30.8
豊中市	3,660	500	13.7	3,660	500	13.7
大阪市	22,496	1,471	6.5	21,145	1,452	6.9
大阪府全域			9.9			9.2

・平成14年度(2002年度)外部機関調査

・緑被率は、市域に対する樹林・樹木に被われた区域(農地をのぞく)の割合。

・緑被率の抽出、面積計測は、平成14年度撮影の空中写真及び地形図に基づく。

・市街化区域面積、全域区域面積は平成14年末時点(国土地理院)である。

*箕面市の緑被率が30.8%と突出して高いのは土地区画整理事業実施中の彩都や箕面森町の未造成山林等が追加カウントされたため。

近隣市の緑被率の変遷(市街化区域)(単位:%)

	箕面市	豊中市	大阪市	大阪府平均
昭和49年	10.3	7.9	1.6	5.2
昭和58年	15.4	9.5	3.1	6.7
平成4年	21.2	14.8	6.0	9.2
平成14年	*30.8	13.7	6.9	9.9

(2)公園・緑地

本市の公園整備の現況として、都市公園は市内に70カ所設置されており、他にも開発公園・児童遊園・広場・緑地など多くの公園が立地しています。さらに都市公園以外にも公園緑地に準ずる機能を持つ施設として、市民の森や国定公園等が以下のとおり整備されています。

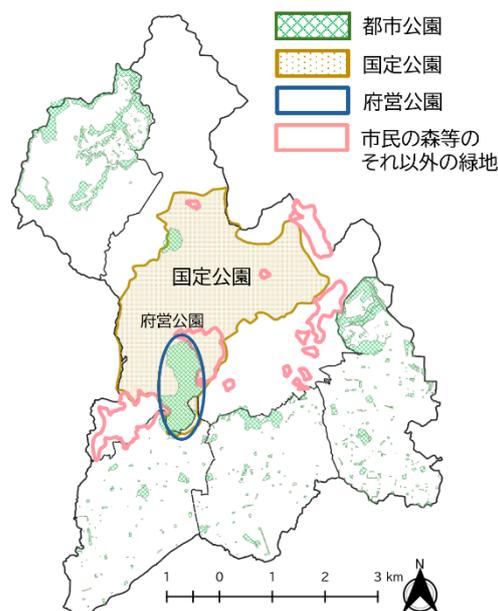


図 10 本市の公園などの位置

表 4 本市の公園・緑地等一覧

整備済み都市公園など		箇所数	面積(ha)
都市公園	近隣公園	13	21.53
	街区公園	57	13.75
基幹公園 計		70	35.28
その他の公園	開発公園	121	14.55
	児童遊園	15	1.18
	広場	2	0.20
	緑地	326	152.44
その他の公園 計		464	168.37

市民の森など			
市民の森	教学の森	1	46.78
	こもれびの森	1	54.90
	野鳥の森	1	2.78
	国際交流の森	1	40.58
	体験学習の森	1	25.27
学校の杜(外院の森)		1	4.49
市民の森など 計		6	174.80

国定公園など	
明治の森箕面国定公園	962.60
府営箕面公園	83.80
エキスポ'90 箕面記念の森	30.00
勝尾寺園地	9.55

総じて、本市の都市公園の一人あたり面積は 20.54 m²となっており、全国平均値³ (10.9 m²)の約 2 倍、大阪府平均値(6.6 m²)の約 3 倍に相当します。市民の森なども含めると 33.03 m²であり、全国的にも高い水準にあると言えます。

表 5 都市公園など(都市公園及び市民の森など)の整備現況総括⁴

種別	平成14年度					平成22年度					令和7年度				
	計画決定		整備現況		一人あたり面積 (m ² /人)	計画決定		整備現況		一人あたり面積 (m ² /人)	計画決定		整備現況		一人あたり面積 (m ² /人)
	カ所数	面積 (ha)	カ所数	面積 (ha)		カ所数	面積 (ha)	カ所数	面積 (ha)		カ所数	面積 (ha)	カ所数	面積 (ha)	
街区公園	64	16	56	13.62	1.11	65	16	58	14.07	1.08	63	15	57	13.75	0.98
近隣公園	13	27	10	13.16	1.07	16	35	11	14.36	1.11	14	30	13	21.53	1.54
地区公園															
総合公園	1	17				1	17				1	17			
運動公園															
基幹公園計	78	60	66	26.78	2.18	82	68	69	28.43	2.19	78	63	70	35.28	2.52
その他の公園			146	103.69	8.43			239	109.80	8.47			465	252.18	18.02
都市公園計	78	60	212	130.47	10.60	82	68	308	138.23	10.66	78	63	535	287.46	20.54
市民の森など			8	144.52	11.75			8	144.52	11.14			6	174.81	12.49
都市公園等合計	78	60	220	274.99	22.36	82	68	316	282.75	21.80	78	63	541	462.27	33.03

※ その他の公園 = 府営箕面公園、運動場、開発公園、児童遊園、緑地

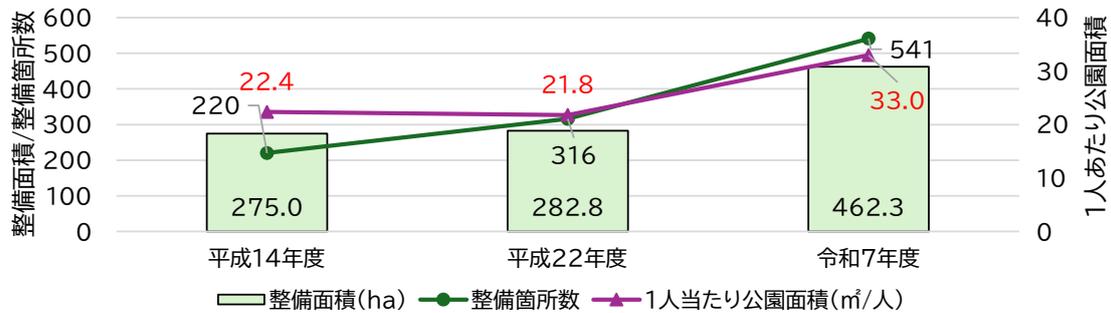


図 11 公園面積等の経年比較

³ 全国及び大阪府の一人あたりの公園面積の値は令和 5 年度時点のもの

⁴ 出典:箕面市 市勢年鑑(令和 7 年度)及びみどりまちづくり部公園緑地室資料

既存計画における緑地面積の目標値(みどりの確保目標水準)については、前項の自然環境・森林の緑地面積と、公園・緑地の現況をもとに整理しました。

緑地は市街地も含めた市域全域で約 55%以上の面積が確保されていることが分かりました。中間年次(平成 22 年度(2010 年度))の確認時から面積が下がることなく伸びているのが現状です。

既存計画の市民 1 人あたりの公園面積の目標値についても、面積を算定すると、令和 7 年現在、公園面積は 33 m²であり、目標値と同等の整備現況であることが分かりました。都市公園面積についても、十分に充足している状況です。

表 6 改訂前の計画の目標値との比較(緑地)

		平成 14 年度 (2002 年度) 策定当時	平成 22 年度 (2010 年度) 中間年次	令和 7 年度 現在	令和 7 年度 (2025 年度) 目標値
市域 全域	確保量	2,619ha	2,628ha	2,665ha	2,763ha
	全市域に 対する割合	約 54.8%	約 55.0%	約 55.7%	約 57.8%
うち 市街化 区域	確保量	288ha	288ha	329ha	399ha
	市街化区域内 の割合	14.5%	14.5%	16.4%	20.1%

※ みどりの大阪推進計画(平成 21 年)での府全域でのみどりの確保目標は 4 割、市街化区域では緑被率 20%と設定されています。

表 7 改訂前の計画の目標値との比較(公園)

		平成 14 年度 (2002 年度) 策定当時	平成 22 年度 (2010 年度) 中間年次	令和 7 年度 現在	令和 7 年度 (2025 年度) 目標値
確保量		275ha	283ha	462ha	475ha
市民 1 人あたり の公園面積		約 22.4 m ²	約 21.8 m ²	約 33.0 m²	約 33.6 m ²

※ 改訂前の計画での人口は、平成 14 年度:122,994 人、平成 22 年度:129,678 人、平成 37 年度(令和 7 年度(2025 年度)):136,000 人で計算しています。令和 7 年度の公園面積は、市勢年鑑(令和 7 年度)から算出しています。

(3) 農地・林業

年々従事者の減少や高齢化などにより農地は減少しており、現在、農家数 415 軒(専業・兼業総数)と産業規模は縮小し続けています。また、販売農家の耕作地も統計によると、減少傾向にあることがわかります。

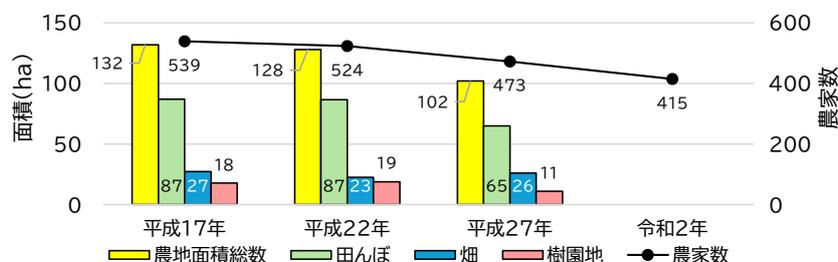


図 12 農家数と販売農家の耕作面積の推移⁵

また、市街化区域内の農地として指定されている生産緑地は 233 か所、合計 51.61ha(令和 7 年 4 月時点)です。そのうち、約8割が特定生産緑地に指定されており、緑地機能などに優れた農地が今後も保全・維持されていく取組が進められています。なお、本市では、比較的小規模な農地でも生産緑地として指定できるよう、条例により面積要件を緩和しています。

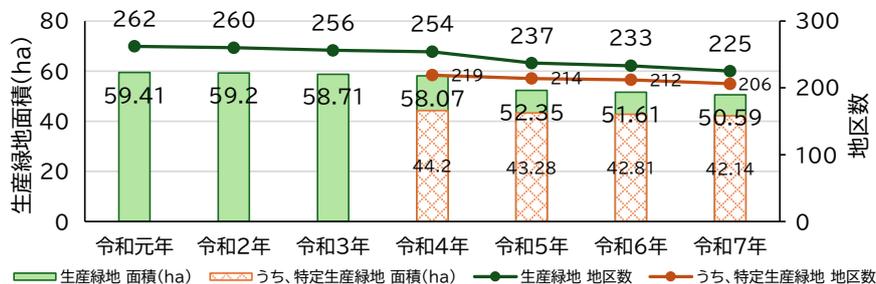


図 13 生産緑地と特定生産緑地の面積・地区数の推移

林業については、国有林などを中心に植林地が存在し、周辺の山麓部のほとんどは民有林となっていますが、ほとんど経済林としての活動は行われていません。

⁵ 出典: 箕面市 市勢年鑑(令和 7 年度)及びみどりまちづくり部公園緑地室資料
 なお、農業センサスの調査項目変更により、令和 2 年度の販売農家の耕作面積は公表されていません。

(4)河川・ため池

ため池は、山すそ部に多く分布し、合計69か所存在しています。これらのため池は、農業的な利用のみならず、都市環境における潤い空間や防災機能、生き物の重要な生息地としてもその役割を果たしています。

河川については、一級河川である箕面川(市内延長10,000m)、余野川(同5,800m)、勝尾寺川(同5,400m)をはじめ、合計40本(総延長60,180m:普通河川を含む)が流れており、いずれも流れが急で川幅が狭い状況となっています。箕面川周辺には、わずかに河畔林が残存しています。

都市環境においては、河川やため池は貴重な水辺空間であると同時に、山間部・山麓部からの生き物の移動空間としても重要な役割を担っています。



親水空間(箕面西公園)の様子

(5)生態系

生き物の生態系については、「箕面山のサル生息地」が国の天然記念物に指定されており、また、東京の高尾山や京都の貴船と並んで“日本三大昆虫の宝庫”と表現されるように、多様な生物が生息しています。そのため、「大阪府内の生物多様性ホットスポット」において、箕面公園はホットスポット A ランクに指定されています。

希少種の分布状況⁶は、今後さらに詳細な生態状況の把握が望まれますが、クマタカ、テングコウモリ、ダルマガエル、オオサンショウウオ、テングチョウなどが生息し、マツバラシダ、ヤチスギラン、ミズニラなどの分布も記録されています。植物相はシダ類が豊富で、ナチシダは府内唯一の産地になっていますが、希少種のため分布は限られています。

水生生物では、特別天然記念物のオオサンショウウオが数多く生息しているほか、マミズクラゲがオヶ原池で見られることもあります。豊かな溪流にはニホンカワトンボやヤマサナエ等のトンボ類を含む、水生昆虫も豊富に生息しています。しかし、昆虫館付近で観察されていたギフチョウは、箕面公園区域からは絶滅したと見られています。

以上から、箕面市の森林や自然環境は、絶滅のおそれのある動植物など、多様な生き物の生息地として大阪府内でも引き続き重要な位置づけにあることがわかります。

また、近年は増加したシカによる食害で、貴重な山林植生の衰退が問題となっており、防鹿柵の設置や有害鳥獣駆除が定期的に行われています。加えて、ナラ枯れの要因となるカシノナガキクイムシへの対処などについても、市民団体のボランティア活動とともに山林管理の取組が進められ、生態系の保全・維持が図られています。

表 8 指定されている重要な生態系スポットなど

分類	名称	備考
天然記念物	箕面山のサル生息地	箕面山のニホンザルの生息地
大阪府内の生物多様性ホットスポット(A ランク)	箕面公園	大阪府レッドリスト 2014 年
大阪府レッドリスト地形・地質(A ランク)	平尾鉾山(大阪石・箕面石の産地)	
特別天然記念物	オオサンショウウオ	箕面川等で見られる



ニホンザルの餌場



オオサンショウウオ

引用：NPO法人みのお山麓保全委員会



ビジターセンター展示室

引用：NPO法人みのお山麓保全委員会

⁶ 大阪の自然ガイドブック(2001年、大阪府環境農林水産部緑整備室 監修)大阪府における保護上重要な野生生物目録における「豊能」の「絶滅危惧Ⅰ類」以上の種及び、大阪府内の生物多様性ホットスポット(箕面公園)に記載のある種を記載、その他にNPO法人みのお山麓保全委員会による記録を参考

箕面市 を特徴づける風景や生き物



市の花
ササユリ



市の木
イロハモミジ



天然記念物
箕面山のサル生息地

2-2みどりの構造－3つの大別構造－

(1)箕面市の地形

- 箕面市は、南部に平坦地が広がり、市街地が形成されています。南部の市街地から北側にかけては山麓部が広がり、急峻な斜面地を有しています。標高は一気に上昇し、山麓部の稜線から北側には比較的標高の高い地域が広がっています。主流となる尾根やその支線の尾根を中心に細かい谷と尾根が通っています。
- 更に北側に進むと、再度標高が下がり、北部には箕面森町等の新たな市街地の開発が進められています。余野川沿いに止々呂美の農村が広がっています。
- 隣接市とのみどりのつながりの状況として、西側では山麓部が池田市の五月山とつながっています。東側の茨木市は、彩都を介してつながっています。さらに、南側の吹田市とは千里緑地など、豊中市とは一般に「南山」と言われる標高が若干高くなった尾根筋の残存緑地を共有しています。このように、“みどり”においては、隣接市と協力・連携し、連続性を保つ視点が重要になります。

- 箕面市の地形：東西・南北筋
でみどりの見え方に影響

箕面市の市街地は、北側に山麓、南側に千里丘陵と挟まれた形で窪地状を形成しています。この地形は、みどりの見え方にも大きく作用しており、北側の山すそに形成された住宅地では山麓部のみどりが背景となり、視覚的にみどりが豊かに映ります。一方、南側の西国街道沿いなど東西に走る道路沿いに形成されてきた住宅地では、背景となる南山のみどりが少なく、住宅地の庭のみどりが非常に重要な役割を果たすこととなります。これらの地形を踏まえたみどりの取組が必要となります。

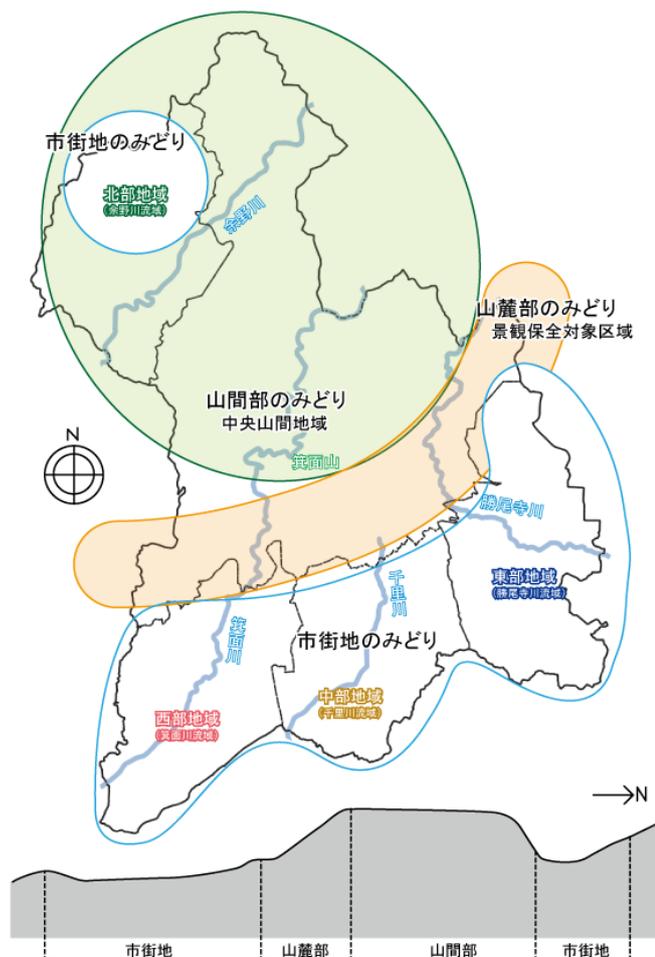
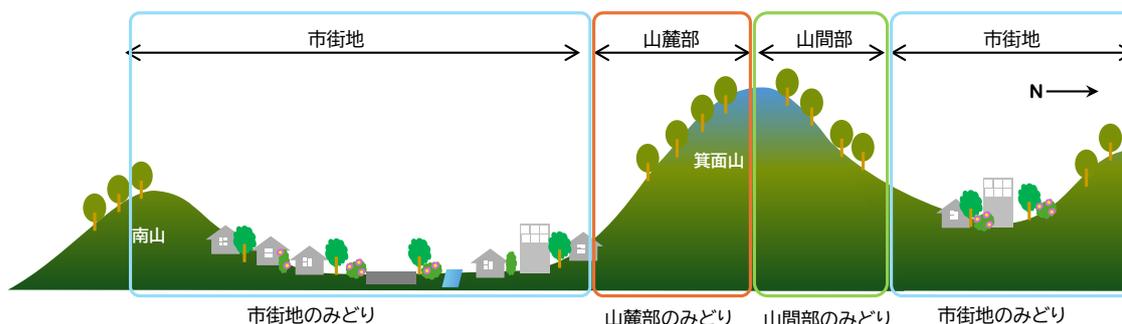


図 14 箕面市の地形とみどりの構造

(2)みどりの構造



市街地のみどり	山麓部のみどり	山間部のみどり
<p>山麓部以南の市街地や北部地域の止々呂美に分布するみどり。</p> <p>公園や街路樹、河川やため池などの「公共空間のみどり」と、住宅地の庭や生け垣など、社寺林、農地など、「私（個人・民間）空間のみどり」があります。</p> <p>山麓部から市街地を貫いて箕面川、千里川、勝尾寺川が流れており、それぞれの流域ごとに、西部地域（箕面川流域）、中部地域（千里川流域）、東部地域（勝尾寺川流域）としてエリアを分けることができます。また、北側の山麓、南側の千里丘陵に挟まれた形で、窪地状の地形となっています。</p>	<p>市街地から見える北摂山系の稜線より南側のみどり。</p> <p>かつては生活や農業と強く結びついていた「里山」が広く分布しています。</p>	<p>市街地から見える北摂山系の稜線より北側のみどり。</p> <p>近郊緑地保全区域や明治の森箕面国定公園などにより保全が図られています。</p>

図 15 みどりの構造

2-3箕面らしいみどりの継承

「箕面らしいみどり」として後世に伝え、残していきたいみどりとして、9つのみどりがあげられ、将来のまちづくりに欠かせない貴重な資源となっています。

<p>①住宅地を囲む山麓部のみどり</p>  <p>山なみ</p> <p>山麓部と住宅地が一体的であることが、箕面市の大きな魅力(本市のブランドイメージ)となっています。</p> <p>山麓部の南側一帯に広がる山すそ部の樹林・農地・ため池などは、里山(山麓部)とつながった「里地」として、景観形成や生物の生息地など、様々な役割を果たしています。</p>	<p>②豊かな山間部のみどり</p>  <p>山間部の山林</p> <p>箕面の滝や東海自然歩道などの山間部は、人が親しむだけではなく、都市環境保全や生物多様性を維持するみどりとしても重要な機能を果たしています。これらの地域は国定公園や近郊緑地保全区域として指定・保全が図られています。</p> <p>また、勝尾寺や瀧安寺などは、北摂地方における仏教文化の中心地、信仰の場となっています。</p>	<p>③良好な住宅地のみどり</p>  <p>敷き際のみどり</p> <p>「住宅地のみどり」としては、公園や街路樹といった公共空間を伴う新興住宅地のみどりと、古くからの住宅地のみどりがあります。</p>
<p>④社寺林、植木畑などのまとまった樹木緑地</p>  <p>保護樹木</p> <p>「社寺林」は古くからの鎮守の森として、市内に数か所残されています。市街地にはまとまった樹林のうち11か所が保護樹林として指定されています(箕面市環境保全条例)。</p> <p>また、新稲などには、植木畑があります。</p>	<p>⑤まちを流れる河川</p>  <p>箕面川の河縁林</p> <p>一級河川である箕面川、余野川、勝尾寺川などをはじめ、合計40本の河川が流れています。箕面川、勝尾寺川などに一部河縁林(竹林、ケヤキ、エノキなど)が残存します。</p> <p>これらの河川は、都市の貴重な水辺空間であると同時に、河川沿いは山間部・山麓部からの生物の移動空間としての機能を果たしています。</p>	<p>⑥まとまった農地・ため池</p>  <p>ため池</p> <p>市内全域にわたり農地があり、特に市街化調整区域内には、まとまった規模の農地が存在します。ため池も山すそ部に多くみられ、公園として活用されています。農地は生産の場であるほか、市街地で身近に自然を感じることができ、箕面らしさを形成する要素の一つです。いずれも減少傾向にありますが、動植物の貴重な生息域となっています。</p>
<p>⑦エッジ(周縁部)のみどり(南山)</p>  <p>千里方面の南山</p> <p>市街地南部の南山(千里丘陵、小野原)は、豊中市の待兼山や千里緑地、吹田市の北千里公園などと一体となり良好なグリーンベルトとして残っています。</p>	<p>⑧街路樹のみどり</p>  <p>街路樹</p> <p>豊中亀岡線、中央線、山麓線などは豊かな街路樹が植えられており、箕面らしいみどりの景観を形成しています。その他にも、桜並木や豊かな街路樹がある道路が多くあります。</p>	<p>⑨公園・緑地のみどり</p>  <p>公園の花壇</p> <p>公園のみどりは、地域住民の憩いの場として親しまれるみどりとなっています。</p> <p>また、市民による自主管理活動支援制度により美化清掃や花壇の管理など、市民の積極的な参加の場となっているほか、子どもから大人まで、遊びや地域の催しの場などとして利用されており、重要なみどり空間となっています。</p>

2-4多様な市街地のみどり

(1)市街地の形成過程によるみどりの分布の違い

【市街地形成の経緯】

箕面市の市街地は、大阪都心部の近郊として、明治以降の近代化の中で大きく姿を変えてきました。西部地域が最も早く近代化が進み、ついで東部、中部地域、北部地域の順に開発が進められました。近年では北部(箕面森町地区)と東部(小野原地区や彩都地区)の開発が進められました。

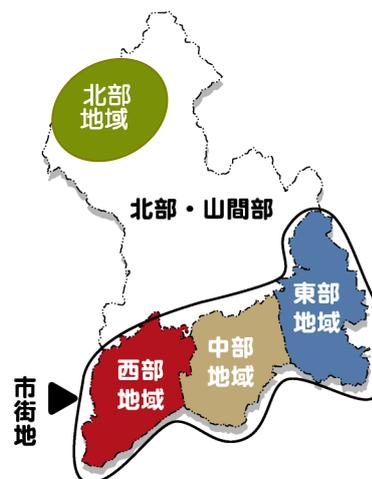


図 16 地域区分

● 西部地域



桜ヶ丘

- 含まれる地域: 瀬川・半町・桜井・百楽荘・牧落・桜ヶ丘・桜・西小路・新稲・箕面・温泉町・箕面公園
- 流域河川: 箕面川流域
- 主要駅: 阪急箕面駅、阪急牧落駅、阪急桜井駅
- 主要施設: 箕面市役所
- 西部地域は、最も早く開発が進んだ地域であり、明治 40 年代以降の桜井・桜ヶ丘・百楽荘・箕面の開発や大正 11 年の「住宅改造博覧会」などを契機として、良好な住宅地が形成されました。昭和 40 年頃までには、阪急箕面線沿線に比較的大規模のみどり豊かな戸建住宅地が形成されました
- 初期の住宅地開発は、箕面市の昔ながらの農村風景を大きく変化させるものではなく、田園的な住宅都市を呈していましたが、高度経済成長以降、1970 年の「万国博覧会」に向けた道路網の整備を契機に、水田や農業用のため池が、宅地へと変化していきました。
- 民間企業による計画的な開発が多く、公園や街路樹などの必要性の認識の薄い時代の開発であったため、住宅地の庭や生け垣などに豊かなみどりが配置されていることが特徴的です。

● 東部地域



粟生間谷

- 含まれる地域: 彩都粟生北、彩都粟生南、粟生間谷東、粟生間谷西、粟生外院、粟生新家、小野原西、小野原東
- 流域河川: 勝尾寺川流域
- 主要施設: 豊川支所
- この地域は、戦後の高度経済成長を原動力として近代化が始まりました。昭和 45 年頃からは、民間企業や都市再生機構(UR 都市機構)の計画的な大規模開発が行われてきたことが特徴です。
- 全般的に車社会に対応した都市基盤が整備されており、道路幅が広く街路樹が豊かに植えられています。
- 住宅地の敷地内のみどりもさることながら、街路樹や公園などの公共空間のみどりと一体となった緑地などが計画的に配置されています。
- 彩都の整備が完了し、周辺の自然環境と調和した良好な住宅地の形成に加え、研究開発などの機能を組み込んだ複合機能都市として、今日に至っています。

● 中部地域



外院の里

- 含まれる地域: 如意谷、白鳥、石丸、外院、坊島、西宿、今宮、船場東、船場西、萱野、稲
- 流域河川: 千里川流域
- 主要駅: 箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅
- この地域も東部地域と同様に、高度経済成長を原動力として、近代化が始まった地域です。
- しかし、大規模な住宅地開発はあまり行われず、都市基盤の整備も東部より遅れていました。北部の青松園やルミナス箕面の森などの計画的な住宅地を除くと、農地や古くからの集落周辺にスプロール状(無秩序)に開発された市街地が広がりました。
- 主に農地と古くからの集落が中心の地域でしたが、新御堂筋の整備により大きく変化しました。交通利便性の向上により市街化が進み、南部にはコム・アート・ヒル(大阪船場繊維卸商団地共同組合)の流通業務団地が整備され、国道 171 号や新御堂筋沿いに商業施設、事務所などが進出しています。
- 北大阪急行線延伸により二つの新駅(箕面萱野駅、

箕面船場阪大前駅)が誕生しました。これにより市民の利便性が大幅に向上し、新たなまちづくりが進められています。

● 北部地域



止々呂美

- 含まれる地域: 森町北、森町中、森町西、森町南、上止々呂美、下止々呂美
- 流域河川: 余野川流域
- 主要施設: 止々呂美支所、森町地区センター
- 北部地域は、農業を中心に、製炭などの商品的林業や柚子・梅・クリ・柿・ビワなどの果樹栽培を生業としてきた地域です。
- 中央山間部は、現在でも昔ながらの風情と豊かな自然に恵まれています。
- 一方で、過疎化の進行により農林業が衰退し、人々の営みによって維持されてきたみどりが荒廃してきています。今後は、みどりの担い手を確保し、農村風景の中でみどりを保全していくことが望まれます
- 箕面森町のまちづくりが進むとともに、企業倉庫の集積地としても土地利用が進められています。

3. これまでの取組と制度

これまでのみどりの施策としては、市民参画の支援制度に加え、主に緑地保全のための規制・誘導制度、資金援助に関する制度などにより、本市のみどりに関わる施策を展開してきました。

3-1 規制・誘導型の取組と制度

●山なみ景観保全地区(箕面市都市景観条例)

箕面の山なみ景観を保全するために、重点地区を指定するものです。地区内で現状変更行為を行うときには、一定規模以上の緑地を保全するなどの義務が生じます。

●山すそ景観保全地区(箕面市都市景観条例)

市街地から見た山なみ景観を保全するため、山なみ景観保全地区と市街地平坦部の間にある山すそ部を重点地区に指定しています。地区内での建設行為などの際に、山なみ景観と調和した計画とすることが求められます。

●良好な里山田園景観の保全(箕面市都市景観条例)

豊かな山なみ景観と里山田園景観を保全するため、止々呂美の集落地及び周囲の山なみを「止々呂美田園景観保全地区」としています。みどりの配置や建築物の意匠・色彩など、地区基準が定められています。

●都市景観形成地区 / 景観配慮地区

地域の個性的な景観を形成するため指定するもので、みどりのあり方を含め、景観まちづくりのルールや目標が定められています。

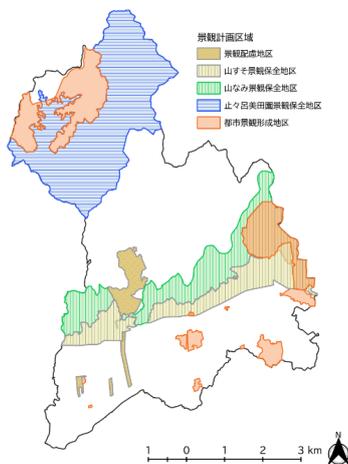


図 17 指定区域

表 9 景観に係る市内の保全地区の指定状況

	保全地区	面積
1	山なみ景観保全地区	380ha
2	山すそ景観保全地区	500ha
3	止々呂美田園景観保全地区	770ha
4	都市景観形成地区	11 か所
	景観配慮地区	4 か所

●自然緑地等指定制度(箕面市環境保全条例)

山麓部の市街化調整区域内の一定規模以上の緑地(自然緑地)、または市街地
部で市民に親しまれるなど、由緒ある樹木(保護樹木)や樹林(保護樹林)を、所有
者の同意を得て指定し、所有者と協力して保全していこうとする制度です。

●生産緑地地区

市街化区域内の農地を生産緑地として指定し、保全を図る制度です。令和7年
4月の時点で、233か所、51.61haが生産緑地として指定されています。

●緑地の確保に関する建設基準(箕面市まちづくり推進条例)

建設行為において、敷地内緑化に関する建設基準を定めています。

箕面市まちづくり推進条例(平成9年箕面市条例第22号)及び箕面市まちづく
り推進条例施行規則(平成9年箕面市規則第19号)により、本市内で建設行為を
行う場合は、規定の緑化面積及び植栽本数の付置義務が定められています。

建設行為にかかる緑化の運用基準

令和6年4月作成 公園緑地室
TEL 072-723-2121 (内線 3421)

1. 緑化面積とは

緑化面積とは、緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設(可動式のものにあっては、容量が100リットル以上のものに限る。))及び敷地内の保全された樹木(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。)の水平投影面積をいう。

【緑化面積算入例】

緑化面積 $C \times D$
 花壇(花壇)部分の水平投影面積を算入
 ※ 花壇(花壇)の奥の奥の奥は算入しない

緑化面積 $A \times B$
 芝や地盤緑で覆った部分の水平投影面積を算入
 ※ 花壇(花壇)の奥の奥の奥は算入しない

緑化施設(プランターなど)の算入
 緑化施設
 植栽が施された土壌部分の水平投影面積を算入

2. 規定緑化面積について

箕面市まちづくり推進条例(平成9年箕面市条例第22号)第18条及び箕面市まちづくり推進条例施行規則(平成9年箕面市規則第19号)第4条に規定する建設基準のうち、緑化に関する建設基準は以下のとおり。

種別		緑化面積	
住宅	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	敷地面積に対する 10%以上
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域	割合 5%以上
	市街化調整区域		15%以上
住宅以外の建築物	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	15%以上
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域	5%以上
	市街化調整区域		20%以上
その他の建設行為 ^{※2}		規模、目的に応じ市長が定める。	

※1 建築基準法第53条第1項の規定によるものとし、同条第3項第2号に基づく角地緩和は適用しない。
 ※2 選挙事務所、モデルルーム、工所用仮設事務所等のうち設置期間がおおむね1年以内であり、かつ、現状回復が明確である場合の建設行為または都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)第3条に規定する行為、駅舎、給油所、墓地等をいう。

図 18 建設行為にかかる緑化の運用基準

3-2市民参加型の支援制度

●箕面市公園・歩道の市民自主管理活動支援制度(平成22年～)

地域住民により公園や緑地、道路、河川など身近な公共空間を維持管理する制度です。

自主管理団体数としては、公園・緑地で147団体、道路で39団体が認定され、活動いただいています。(令和7年4月現在)



市民自主管理団体の活動

●農業への市民参加

ふれあい農園、市民農園は27か所(1,103区画、総面積28,020㎡)開設されています。

農家以外の市民が農業を支える農業サポーターの制度や、農業者の協力のもと市内小学生を対象として田植え体験など農業体験の機会を設けています。



市民農園

●山麓保全アクションプログラム

平成11年度から13年度にかけて市民・山林所有者・行政の三者の協働でつくられた山麓部の保全・活用行動計画です。

この計画書の作成を契機に、現在も参加市民を中心に「NPO法人みのお山麓保全委員会」が推進組織として活動を継続しています。



みのお山麓保全委員会の活動
引用：NPO法人みのお山麓保全委員会

●みのお山麓保全活動助成制度

山林所有者や市民による箕面のみどり豊かな山麓を守り・育て・活かす活動を、資金面から応援(助成)する仕組みです。公益信託「みのお山麓保全ファンド」が令和2年度に終了したため、新たに発足した制度です。

多くの山林所有者や市民がこの助成を受けて活動しています。「山麓保全アクションプログラム」に沿って、山麓保全活動を行う山林所有者・市民・団体に対して助成を行うものです。

●まちなみづくり相談

都市景観の形成に関する技術的な相談に応じるため、学識経験者による相談窓口を開設しています(事前予約制)。

3-3活動資金等の支援の取組と制度

● 箕面市みどり推進基金

本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境などについて、都市環境を将来にわたって維持・保全し、向上させるための施策に要する費用に充てる基金です。開発事業等緑化負担税のほかに、ふるさと寄附金、森林環境税が財源となっています。

● 森林環境税(令和6年～)

個人住民税均等割の枠組みを活用し、国税として1人年額1,000円を「森林環境税」として、市町村が賦課徴収するものであり、本市では山麓の保全や市街地緑化の促進を目的とした「みどり推進基金」に積み立てています。

自然緑地として指定された山林において、山林所有者が実施する間伐、下刈りなどの森林整備に対する助成等に活用しています。

● 開発事業等緑化負担税(法定外目的税)

これまで、開発事業者からの公共施設等整備寄付金を財源として、良好な自然環境や住環境の維持を行ってきました。しかし、平成19年に当該寄付金制度を廃止することとなり、新たな制度として平成28年7月に「開発事業等緑化負担税」を導入し、山麓の保全活動等への助成金等に活用しています。

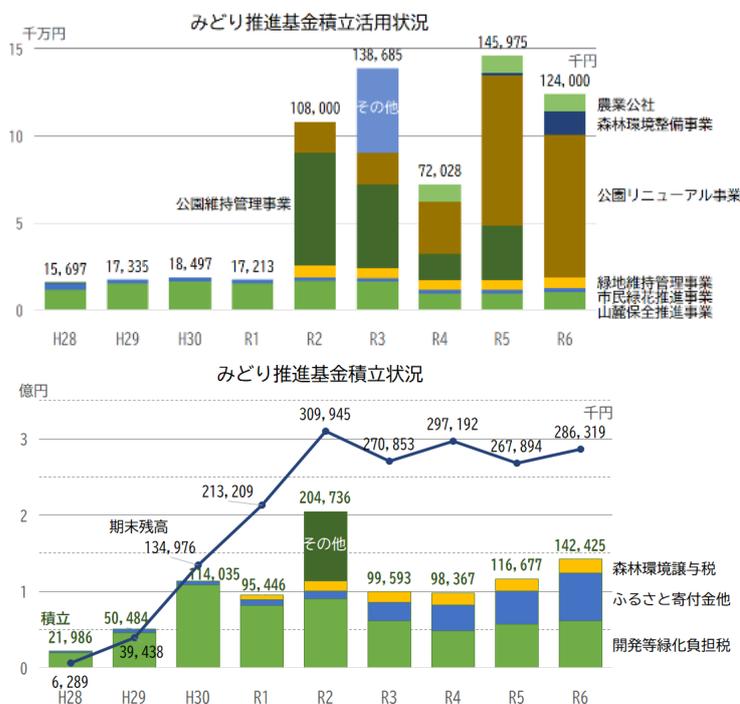


図 19 箕面市みどり推進基金の積立状況と事業への活用先

4. 市民アンケート結果

4-1アンケート結果

改訂にあたり、下記のアンケートを実施しました。平成21年に実施したアンケートの結果と比較しながら結果を示します。

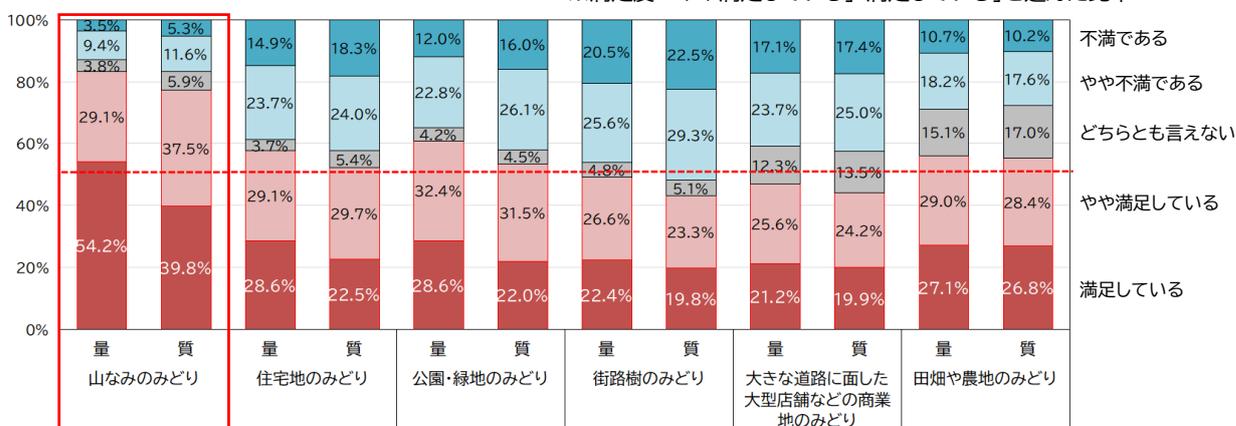
箕面市みどりの基本計画改訂にかかるアンケート	
調査期間:令和7年9月1日(月)～9月22日(月)	
形式:WEBアンケート	
回答数:総計 683 件 (内訳)①HP・広報紙・郵送ハガキ 596 件	
②第38回eモニター	75 件
③第7回eリサーチ	12 件

(1)みどりの満足度

- 令和7年度に実施したアンケートでは、市内のみどりに対する満足度(「やや満足している」「満足している」の合計)はどのみどりも半数程度で、特に「満足している」と回答した割合は、「質」「量」ともに2割程度となっています。また、「量」に対する満足度の方が「質」よりもやや高い傾向となっています。
- 「山なみのみどり」については、8割以上がみどりの「量」に対して「満足している」「やや満足している」と答えています。「質」についても7割以上が「満足している」「やや満足している」と回答しており、箕面市における「山なみのみどり」の評価は高いことがわかります。

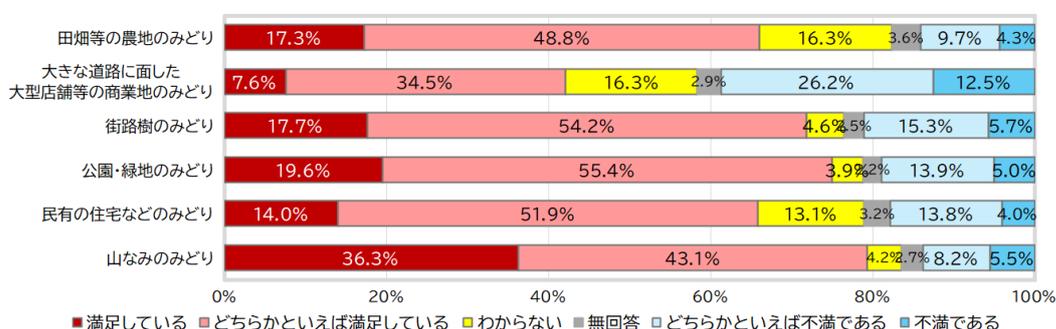
市内のみどりの「量」と「質」への満足度(令和7年)

※満足度:「やや満足している」「満足している」を選んだ比率



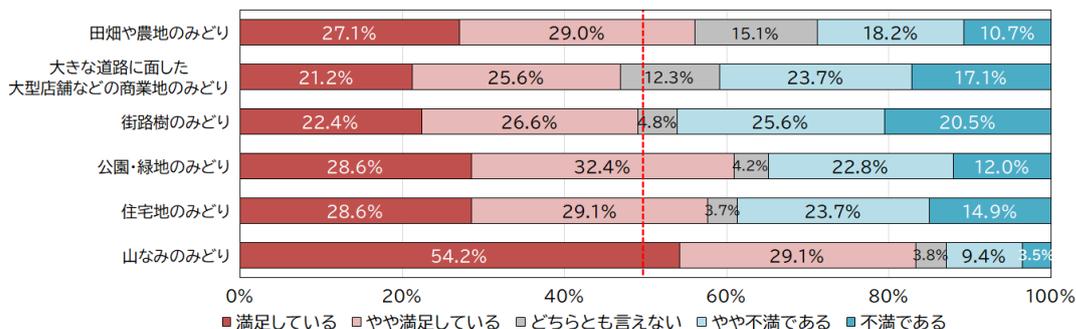
経年比較

- 前回(平成 21 年度)実施の市民アンケートにおける「山なみのみどり」への満足度(「どちらかといえば満足している」「満足している」の合計)は 79.4%でした。今回(令和 7 年度)のアンケートでもみどりの「量」に対する満足度は 83.3%と非常に高い水準を維持しています。
- 一方、その他の市街地のみどりについては、前回結果より満足度が低くなっています。
- しかし、「満足している」と回答した割合は、全項目で前回結果より増加しており、特に「山なみのみどり」が最も増加しています。



みどりの満足度(平成21年度)

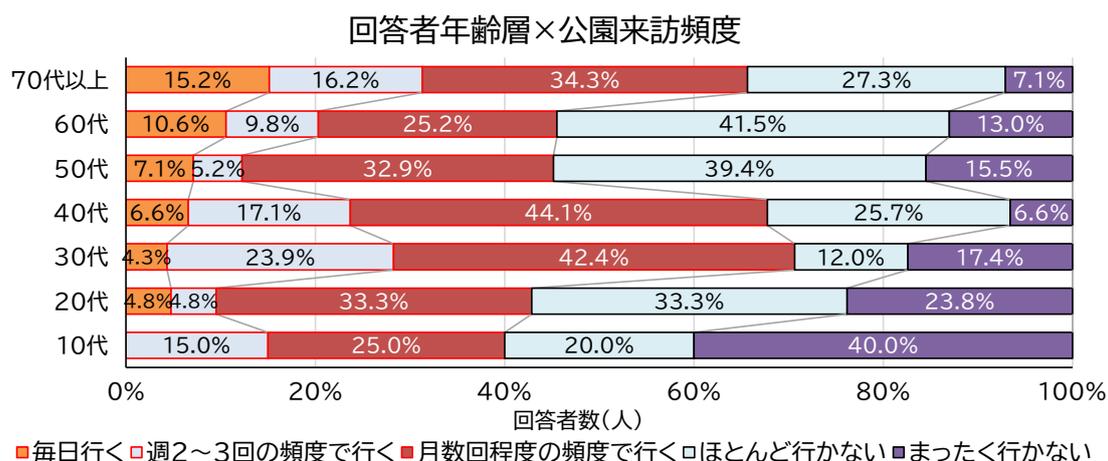
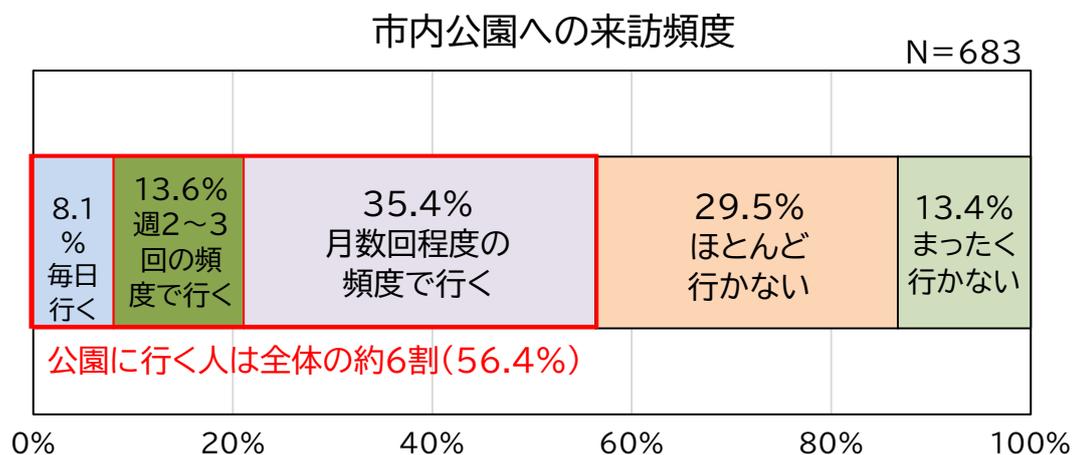
『市民満足度調査』平成 21 年度実施



みどりの「量」の満足度(令和7年度)

(2)市民と公園利用

- 市民の市内公園への来訪頻度は、「月数回程度」よりも多く、全体の回答者の約6割を占めています。
- 特に30～40代及び70代以上の年齢層で来訪頻度が高い傾向となっています。



- 市民の公園への来訪目的は、「散歩やジョギング、体操などの健康づくり」「遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)」が多くなっています。
- また、「自治会等のイベント参加」(7.1%)や「公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため」(6.8%)など、市民の自主的な地域活動の場として活用されています。

公園への来訪目的(複数回答)

公園への来訪目的(複数回答)

内容	回答数	比率
散歩やジョギング、体操などの健康づくり	251	42.4%
遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)	184	31.1%
お花見など、季節の移り変わりを楽しむため	175	29.6%
休憩	163	27.5%
風景の鑑賞	145	24.5%
友達や近隣住民との交流のため	54	9.1%
自治会等のイベントへの参加	42	7.1%
公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため	40	6.8%
動植物などの観察のため	64	10.8%
水遊び	21	3.5%
部活動等の自主練習	15	2.5%
避難訓練など防災活動のため	13	2.2%
読書やスケッチ等趣味を楽しむため	14	2.4%

複数回答の最初の選択と年齢層のクロス集計

第1位回答	年齢層							総計
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
遊具で遊ぶため(子どもを遊ばせるため)		4	52	69	12	10	6	153
散歩やジョギング、体操などの健康づくり	3	5	8	20	46	28	29	139
休憩	5	12	7	15	36	29	21	125
風景の鑑賞	1	2	2	14	13	19	13	64
お花見など、季節の移り変わりを楽しむため		4	2	8	13	6	5	38
公園の清掃や花壇づくりなどのボランティア活動のため				5		4	8	17
友達や近隣住民との交流のため			5	2	1	2	2	12
自治会等のイベントへの参加	1		1	4	2	2	2	12
部活動等の自主練習	1		2	2	5	1		11
動植物などの観察のため				2	2	2	5	11
避難訓練など防災活動のため					1	3		4
読書やスケッチ等趣味を楽しむため			1			1	1	3
水遊び	1		1	1				3

(3)みどりに関する活動への市民参加

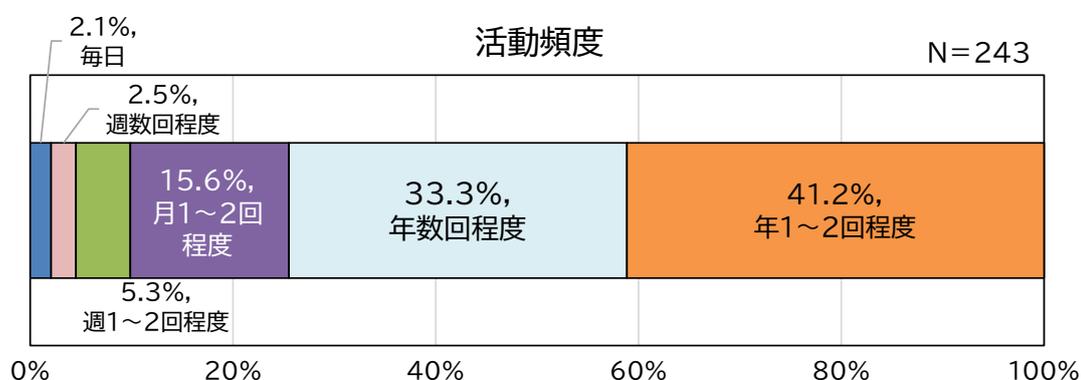
- みどりに関する活動について、「参加している」「参加したことがある」と回答した割合の合計は 35.5%となっています。また、「参加したことがないが、参加したい」と回答した割合も 35.6%となっており、合わせて 7 割以上の回答者が活動への参加意欲を持っていると考えられます。

みどりに関する活動への市民参加

N=683



- 活動頻度は「年 1～2 回程度」が 41.2%と最も多く、「年数回程度」の 33.3%と合わせて 7 割以上となっています。



※活動頻度(1つの活動で、最も頻繁に行っているものの頻度)

- 現在参加しているまたは今後参加したい活動については、「散歩やジョギング、ハイキング」が半数程度を占めています。

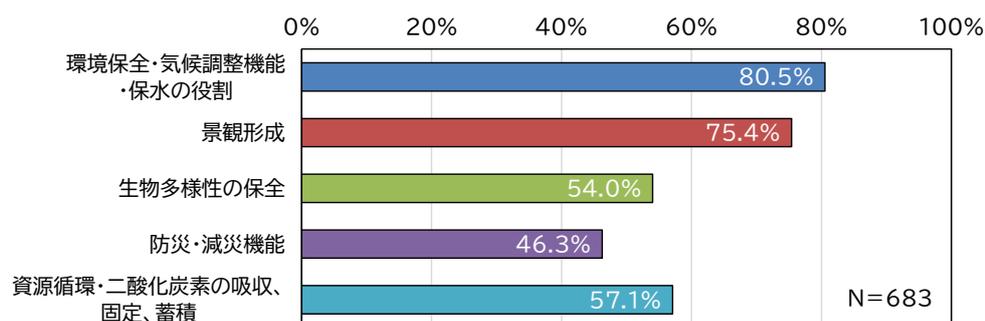
現在参加している又は今後参加したい活動(複数回答)

内容	回答数	比率
散歩やジョギング、ハイキング	248	51.0%
公園や緑地、河川や水路、道路などの清掃	157	32.3%
動植物の観察会や、生き物の生息・生育環境づくりに関する活動	126	25.9%
農地での農業作業体験活動	111	22.8%
山なみを保全する活動	103	21.2%
自治会でのお花見会など、地域住民主催のイベント活動	94	19.3%
公園や緑地、道路の花壇の世話	90	18.5%
神社などにある保護樹木などの保護に関する活動	92	18.9%
花やみどりに関する勉強会、講習会への参加	78	16.0%
みどりを守るための募金や寄付への協力	78	16.0%

(4)みどりの効果の重要性の感じ方

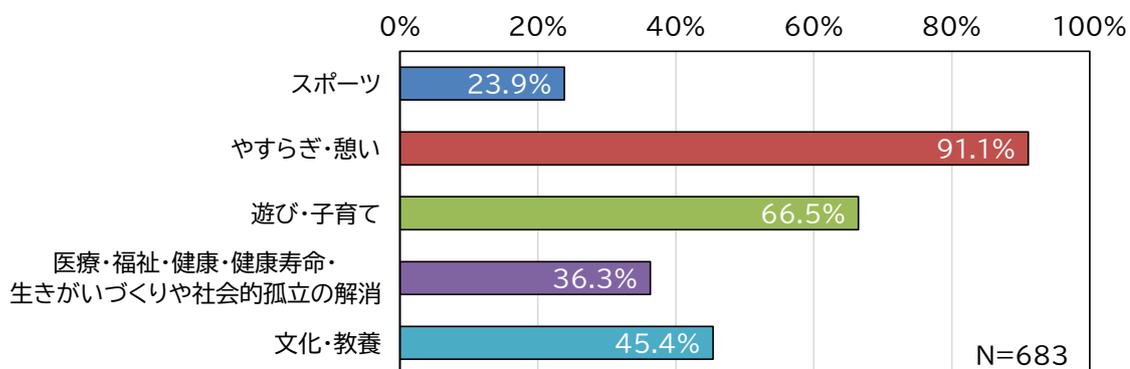
- みどりによる3つの効果について、それぞれの重要性に関する回答(複数回答)には、比率に一定の差が見られました。
- 「存在効果」は、各効果の中で「環境保全・気候調整機能・保水の役割」(80.5%)や「景観形成」(75.4%)が重要であるという回答が多くなっています。

みどりがあるだけで発揮される効果(存在効果)についてどれが重要か(複数回答)



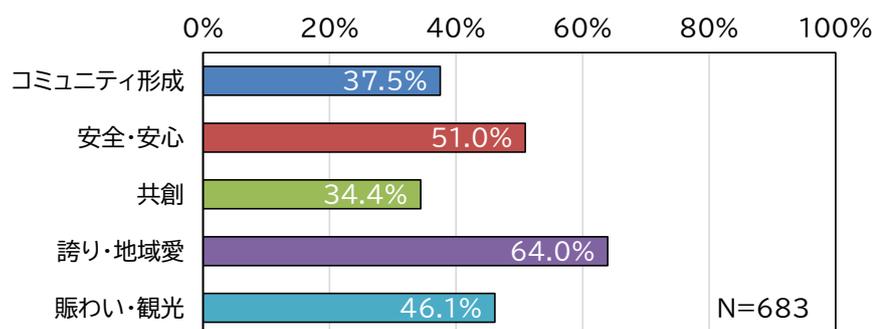
- 「利用効果」は、「やすらぎ・憩い」(91.1%)が突出して重要と考えられています。「遊び・子育て」(66.5%)も多く選ばれています。

みどりを利用することによって発揮される効果(利用効果)についてどれが重要か(複数回答)



- 「媒介・波及効果」について、「誇り・地域愛」(64.0%)が最も多く選ばれています。

みどりによって副次的に発揮される効果(媒介・波及効果)についてどれが重要か(複数回答)



(5)市民のみどりの施策に関する関心

- 令和6年度に開始された「森林環境税」の認知度は、約4割でした。

「森林環境税」についての認知度

回答	回答数	比率
知っている	274	40.1%
知らない	409	59.9%

- 森林環境税の活用先として、「間伐などの森林整備」と「森林に関する人材育成や担い手の確保」が多く選ばれ、森林の維持管理への活用が多く望まれていると分かりました。
- 既に森林環境税を活用している事例として「(1)止々呂美地区の森林での土砂災害や崩落を予防するため、間伐などの整備をおこなっていること」「(2)ハイキング道の修繕・補修などの整備をおこなっていること」についての認知度は、高くありませんでした。

徴収した森林環境税をどのようなことに使って欲しいか(複数回答)

回答	回答数	比率
間伐などの森林の整備	486	71.2%
森林に関する人材の育成や担い手の確保	408	59.7%
森林のもつ公益的機能に関する普及啓発活動	225	32.9%
木材の利用を促進するための取組	154	22.5%

森林環境税の活用先として【(1)止々呂美地区の森林での土砂災害や崩落予防のための間伐などの整備】【(2)ハイキング道の修繕・補修などの整備】を知っているか

回答	回答数	比率
(1)のみ知っている	23	3.4%
(2)のみ知っている	73	10.7%
両方知っている	74	10.8%
両方知らない	513	75.1%

- 開発事業者から徴収する「開発事業等緑化負担税」の認知度は、約 1 割でした。

開発事業等緑化負担税についての認知度

回答	回答数	比率
知っている	60	8.8%
知らない	623	91.2%

- 民間事業者から徴収した緑化負担税の活用先としては、「公園の維持管理」「緑地の維持管理」「老朽化した公園遊具やトイレなどのリニューアル」など、公共空間の維持管理の財源としての活用が多くあげられました。

徴収した緑化負担税をどのようなことに使って欲しいか(複数回答)

回答	回答数	比率
緑地の維持管理	528	77.3%
公園の維持管理	456	66.8%
老朽化した公園遊具やトイレなどのリニューアル	388	56.8%
農地の保全	263	38.5%
市民の主体的な緑化の取組の支援	124	18.2%
緑化意識の啓発	87	12.7%
みどりに関するイベントの開催	54	7.9%

(6) 箕面らしさ

- 平成 14 年度アンケートでは、箕面らしさのあるみどりとして、山間・山麓部(山なみ)のみどりが多くあげられています。

箕面らしいみどり・シンボルとなるみどり(平成14年アンケート結果)

地域	1位	2位	3位	4位	5位	6位
西部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オケ原線の桜並木	瀧安寺	紅葉橋通り
中部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オケ原線の桜並木	瀧安寺	東海自然歩道
東部	箕面の滝・滝道	山なみ	勝尾寺	オケ原線の桜並木	農地田園	東海自然歩道
北部	箕面の滝・滝道	勝尾寺	山なみ	余野川	箕面川ダム	教学の森

『みんなでみどり豊かなまちづくりを進めるための市民アンケート』平成 14 年度実施

- 令和 7 年度のアンケートでも、箕面らしさや都市のブランドに貢献している“みどり”として、「滝・滝道」「山なみ」が上位にあげられ、過去のアンケート調査結果と同様に、箕面市のブランドイメージとして定着していることが分かりました。

箕面市のみどりあふれる住宅都市としてのブランド力に貢献しているみどり

順位	選択肢	回答数	比率	西部	中部	東部	北部
1	滝・滝道	512	75.0%	268	131	94	16
2	山なみ	503	73.6%	254	128	96	21
3	桜並木	312	45.7%	195	69	39	8
4	公園・緑地	276	40.4%	139	72	54	12
5	街路樹	248	36.3%	135	60	47	7
6	ハイキング道	224	32.8%	134	45	36	8
7	住宅地のみどり	203	29.7%	104	50	42	7
8	田畑や農地	182	26.6%	83	60	33	5
9	神社・お寺などの樹木	142	20.8%	93	26	19	4
10	河川や池	95	13.9%	59	23	11	2
11	大きな道路に面した大型店舗などの商業地のみどり	76	11.1%	39	21	14	2
12	箕面川ダム	58	8.5%	35	14	8	1
13	その他	9	1.3%	4	3	2	0

(7)自由記述

- 山なみや農地・田園風景、桜並木等のまちの景観等の維持・保全を求める意見が多数ありました。
- 宅地開発により、自然環境と密接につながり、みどりの充実した都市環境が減少してきたことを指摘する意見もありました。（“みどりの減少”に関する言及 25 件）
- 箕面市特有の山なみや景観の保全を求める意見もありました。（“保全”に関する言及 18 件）
- 箕面らしい都市魅力やブランド価値に関する意見も多数ありました。（“魅力”に関する言及 74 件）
- 箕面山や滝に対する満足度の反面、市街地のみどりの質の低下を懸念している意見が多く、総じて街路樹や公園の樹木の維持管理に関する意見が多くあげられました。
- 街路樹については交通安全上の懸念から、倒伏等のリスクがある危険木の伐採や適切な維持管理を実施して欲しいとの意見や、植樹により緑陰を増やすようにして欲しいという意見もありました。（“維持管理”に関する言及 149 件）
- 公園の維持管理についても、整備や維持管理に関する要望がありました。
- 近隣他都市と比較して、新規開発した市街地などの緑化について求める意見もありました。

4-2アンケート結果による課題の認識

市民アンケート結果から、本市のみどりの課題は以下の2点が挙げられます。

(1)本市のブランドイメージとなる「山なみのみどり」の維持・保全

「山なみのみどり」に関しては、みどりの質・量ともに高い満足度でした。過去のアンケート結果と比較しても(「山なみのみどり」の満足度…平成21年度:79.4%、令和7年度:83.3%)、高い満足度が維持されています。箕面市民にとって「山なみのみどり」は、「滝・滝道」に並ぶ箕面市のブランドイメージに定着した“みどり”として変わらず認識されています。都市開発・経済発展の反面で、これらの山なみのみどりの環境と景観の保全の取組を今後も続けていき、この都市イメージを維持・継承していくことが課題にあらわれます。

(2)市街地の公共空間のみどりに対する維持管理の要望

市街地の公共空間のみどり(主に公園・緑地、街路樹など)に対する、適切な維持管理の要望が非常に多くありました。開発事業等緑化負担税を公園・緑地の維持管理への活用を望む回答が多かったことも、公共空間のみどりの「質」への関心の高さが見えます。市街地の公共空間のみどりについては、これまでのような「みどりの量」を求めるよりも、適切な維持管理を行うことにより、今ある「みどりの質」を高め、市民が快適で心豊かに過ごせるよう、市民、行政が一体となって取り組んでいくことが課題であると考えられます。

5. 本市のみどりの課題

5-1本市のみどりの課題

(1)本市全体の森林・緑地

- 都市公園施設等が充足する反面、農地・森林・緑地面積の減少

本市では新たな市街地開発が進み、都市が成熟化してきたことから、平成 22 年度（前計画改訂時）から森林面積が約1割程度減少しています。（土地利用現況の緑地 2,854ha(平成 22 年度)→2,479ha(令和 7 年度)）

また、都市化に伴い、開発等による田畑やため池の減少も見られることから、今後も都市化が進んで行く中で、山なみや農地等をどのように未来へ継承するかが課題であると考えられます。

(2)山間部及び山麓部のみどり

- 山林の健全な維持に向けた対策

里山林（二次林）、人工林の維持管理不足によりみどりの機能低下（土砂災害発生リスク、生物多様性の低下、シカの食害、マツ枯れ・ナラ枯れ、外来種による被害など）への対策が必要となっています。担い手不足による山林の管理不足には、国有林の林業施策との連携など、全体計画が求められています。



災害による倒木

- ごみの不法投棄対策

山林や農道、空き地など、人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、有害物質による環境汚染や景観の悪化、悪臭、害虫の発生などをもたらすとともに、新たな不法投棄を誘発させる恐れもあり、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。美しい自然環境と豊かな住環境を守るためにも、不法投棄の撲滅のため、関係機関と連携していくことが引き続き、求められます。



防鹿ネット

引用：NPO法人みのお山麓保全委員会

- 山麓部の防災対策の推進

市域の半分が森林である本市は、森林部に災害の影響を大に受ける可能性のある都市と言えます。山麓部は市街地と隣接しているため、台風・豪雨災害による土砂災害・倒木・遊歩道の倒壊などの防災対策が必要です。

- 希少種・生物多様性の保護

希少植物種へのシカの食害に対処することが喫緊の課題にあがっています。また、産業振興(観光の活性化、林業の活性化)と貴重な自然環境の保全のバランスに配慮する必要があります。

(3)市街地のみどり

- 街路樹などの公共空間のみどりの維持管理の方向性の位置づけとみどりの質の向上

アンケートから、街路樹や公園・緑地の維持管理の要望が多く、さらに多様であることが把握できました。これらの維持管理とあわせてみどりの質の向上への取組が必要です。



芦原公園

- 既存公園の維持管理体制・運営計画

老朽化した公園遊具の更新等を含む公園の長寿命化や維持管理運営が課題です。

- 大規模公園の整備

地区公園レベル以上の大規模な公園(中央公園)の整備が課題となっています。

- 社寺林や植木畑、残存している緑地など良好な樹林の保全・維持管理

- 農地・ため池の減少

農地の減少により、用水池が不要となることでため池も減少してきています。市内からこれらの農地空間が減少することで、みどりの機能の低下(生物多様性の低下、防災機能の低減、景観の悪化など)が懸念されます。また、宅地開発により、農地の混在による営農環境などの悪化も考えられます。



萱野の田園風景

5-2課題のまとめ

(1) 箕面らしい「みどり」を保全・創出すること

山間・山麓部のみどりは、本市の市街地の背景となり、良好な都市イメージの形成に大きく寄与しています。しかし、様々な要因が重なり、人の手が入らず荒れた山林が増えつつあります。また、市街地のみどりも、都市化の進行に伴い農地やため池などが減少しています。今まで大切に守られてきた都市イメージは、箕面市民にとってのシビックプライド(まちに対する誇り)の形成にもつながり、かけがえのない資産となっています。したがって、「みどり」を次世代へ継承するため、「みどり」を保全・創出していくことが課題と捉えられます。

(2) 市街地の重要な「みどり」を量と質ともに大切にすること

人口減少・少子高齢化社会の進行や、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、安全・安心で心にゆとりをもたらすみどり、大人と子供がともに遊べるみどり、また、みどりを通してまちづくりに参加できることなどを求める傾向がアンケート結果からも読みとれます。そして、公共空間のみどりは量と質の確保に対し、維持管理に関する要望が多くあったことから、市民の関心が高いことがわかりました。

今後は、住宅都市としての重要なイメージ要素となる「みどり」を維持することが課題となっています。また、官民を問わずに取り組むための総合的な支援の仕組みづくりも必要となります。

(3) 「みどり」の持つ機能を有効利用した都市環境づくりを進めること

人の暮らしに近いみどりである農地などは、農業生産人口の減少や産業構造の転換などにより、管理放棄や住宅地への転換が進行してきました。このように、市街地の身近なみどりが、都市化の進行に伴い減少している一方で、「みどり」の重要性はグリーンインフラの推進など、近年の環境問題への対応策により示されています。市街地緑化を通じた微気象の改善(暑熱対策)や、森林の維持管理による土砂・豪雨災害の軽減などのグリーンインフラに紐づいた取組等が求められると考えられます。さらに、気候変動問題への対応として、カーボンニュートラル(脱炭素)・SDGsといった考え方が普及してきており、限りある資源を大切に使うことや、持続可能なまちづくりに取組むことも必要となります。

みどりの持つ多くの効果や機能を活かし、豊かな暮らしを営める都市環境づくり、防災の観点からもグリーンインフラの推進など、人と自然環境の共生を目指す取組が必要であり、みどりの保全・創出が課題としてあげられます。

(4) 市民が主体となって取り組み、「みどり」のまちづくりを進めること

みどりのまちづくりに対する多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくには、

「市民と行政の協働のまちづくり」が重要な課題となっています。市内各地でNPO法人みのお山麓保全委員会をはじめとする団体により、みどりに関する活動が継続されていることから、今後のまちづくりにおいても引き続き官民連携を深めていくことが求められます。行政の役割として、市民が主体的な活動をする中で、市民の自主性を尊重しながら、その活動が持続可能な取組となるように、いかに支援していくかが課題です。

第3章 計画の将来像

1. みどりの将来像

本市のみどりに関する課題を踏まえ、将来的に目指すべき「将来像」を実現するため、行動の指針となる「基本方針」を定めます。

山間・山麓部のみどりは、まちなみを豊かに彩る背景となり、市街地の魅力あるみどりと相まって、箕面市の良好な都市イメージの形成に大きく寄与しています。今後もこれらのみどりを保全・維持・創出し、さらに「みどり豊かなまち」として育てていく姿そのものを「みどりの将来像」として、実現を目指します。

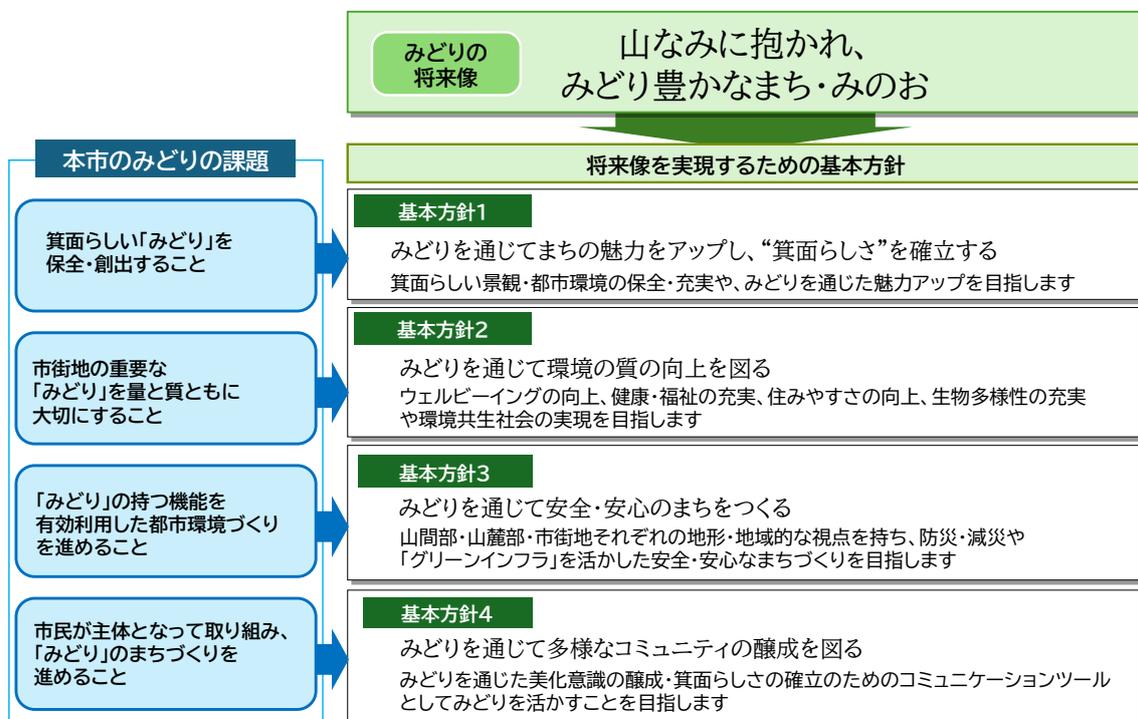


図 20 課題を踏まえたみどりの将来像と基本方針

2. 「みどりの将来像」を実現するための基本方針

「みどりの将来像」の実現に向けて、基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 みどりを通じてまちの魅力をアップし、“箕面らしさ”を確立する

箕面市では、山間・山麓部の豊かなみどりに加え、市街地である桜井や桜ヶ丘のように古くから敷地内に生け垣や豊かな植栽を設けた住宅地、街路樹や緑道など計画的にみどりを配置した東部地域の住宅地、新稲や止々呂美に代表される田園風景などの、自然豊かな景観が魅力となっています。また、建物の高さ規制を設けることで、市街地から見える「山なみ」をまちの魅力として活かしています。

また、農地に加えて、樹林地、草地、河川、ため池などが、今もなお市内各地に残っており、農産物などの生産地であるほか、箕面らしいまちの魅力を表すものとして市民からも評価されています。箕面のこれらの空間の継承や機能維持に努めます。

このため、地区計画や景観計画等、ルールに基づく取組を積極的に進めることで、まちの美しい景観を維持し、みどりを活かしたまちづくりによる魅力向上を図っていきます。

基本方針2 みどりを通じて環境の質の向上を図る

みどりのもたらす様々な効果は、人の心に安らぎと豊かさをもたらします。ウェルビーイングの向上や健康・福祉の充実、住みやすさの向上をめざします。まちなかの公共空間の街路樹等は都市化に伴い成長していますが、適切な維持管理を通じてみどりの質の向上に取り組めます。さらに、緑化重点地区の指定により、みどりあふれるまちを推進します。

また、本市は山間・山麓部に豊かな山林を有し、多様な生物の生息地となっています。しかし、山麓部などは「里山」としての利用の低下にともない、みどりの質が低下し、生物多様性への影響が懸念されています。地域特有の多様な生物、山林環境を保全し、市の貴重な資源である自然を守り育てます。加えて、身近な環境だけでなく、気候変動への対応などの視点を持ち、自然環境の質の向上の取組を推進します。

基本方針3 みどりを通じて安全・安心のまちをつくる

近年、地震や気象災害が深刻化していることから本市でも防災意識が高まっています。そのため、グリーンインフラやみどりを活かした地域防災の考え方に基づき、安全・安心のまちづくりを推進していきます。

山間・山麓部の防災対策の他にも、市街地の公園整備や防災拠点としての活用などに取組みます。また、災害時に効果を発揮するみどりを、山間部・山麓部・市街地それぞれの地形・地域に合わせて適切に配置し、点から線へとネットワーク化を図ることで、みどりを基軸とした災害に強いまちづくりを目指します。

基本方針4 みどりを通じて多様なコミュニティの醸成を図る

本市では、山麓保全やまちなみ景観などをテーマにした市民参加型の取組が活発に行われており、みどりが箕面らしさにとって非常に大きな存在であることがわかります。また、本市のみどりの環境の維持・保全は、行政の取組だけでなく、市民団体・市民・事業者等による活動によっても支えられてきました。

このため、「山麓保全」や「まちなみ景観活動」など、みどりに関わるコミュニティの支援を継続します。みどりをコミュニケーションツールとして活かし、多様なコミュニティの醸成を図ることで地域の関係性を深め、まちづくりへの積極的なコミュニティの参画・協働を推進します。

第4章 実現に向けた取組

1. 基本方針と取組

本章では、前章の将来像を実現していくため、基本方針にのっとった具体的な取組・施策について記載します。

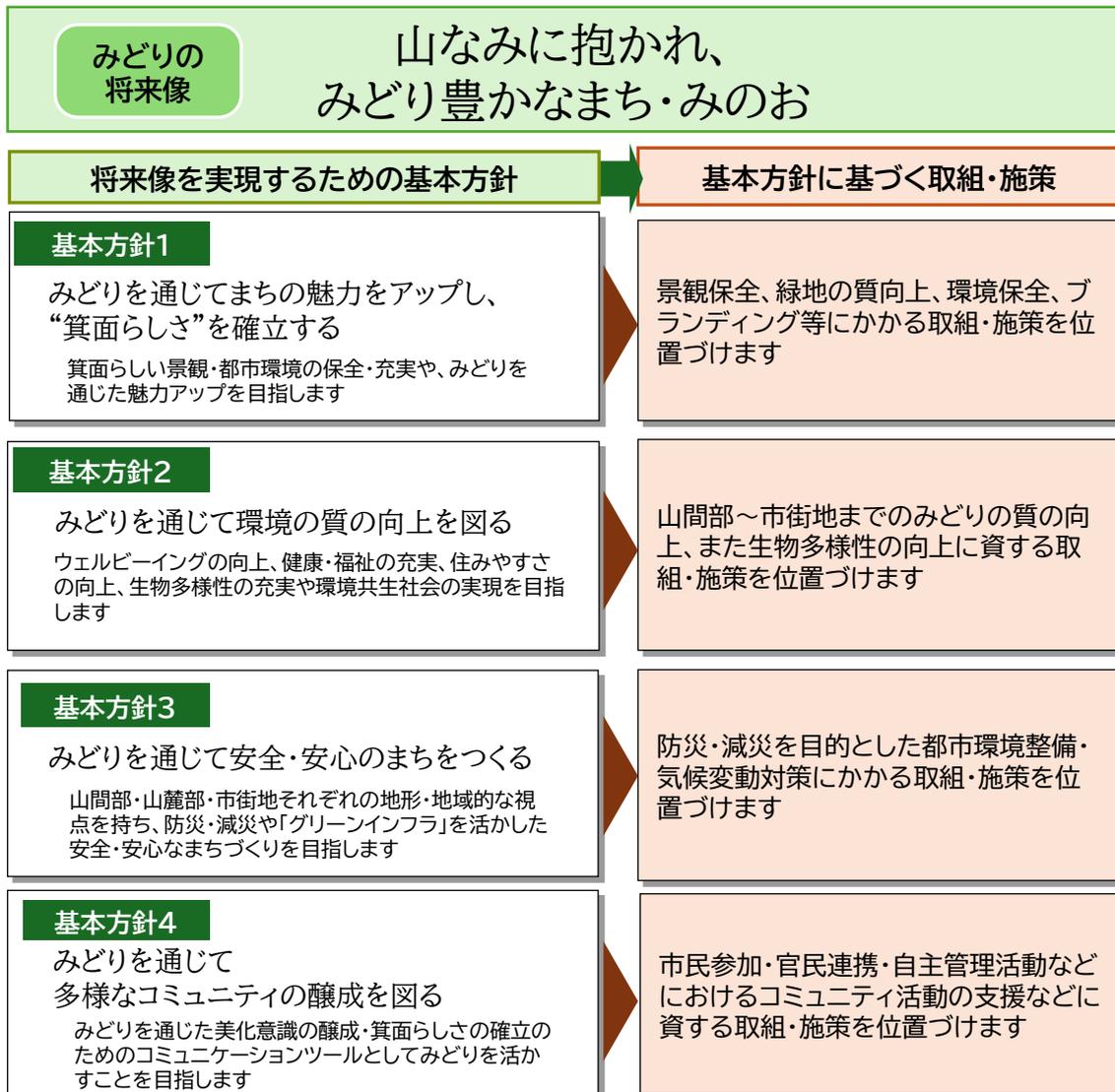


図 21 将来像と基本方針及び取組の関係性

2. 取組一覧

<p>基本方針1 みどりを通じてま ちの魅力をアップ し、“箕面らしさ”を 確立する</p>	(1) 山なみの保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 山間部のみどりの保全と規制 ② 山麓部のみどりの保全と規制 ③ 山なみ景観の保全 ④ 計画的な森林整備と無秩序な開発抑制
	(2) 農地やため池の保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地の保全 ② ため池の保全 ③ 営農活動への支援 ④ 里山文化の保全
	(3) 箕面らしい みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護樹木・保護樹林の指定、所有者の維持保全活動への支援 ② 箕面らしいみどりの観光資源活用及び適切な維持管理と保全 ③ 山麓部のブランド化
<p>基本方針2 みどりを通じて 環境の質の向上を 図る</p>	(1) 山なみの みどりの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 山林の魅力アップと環境教育・レクリエーションの場としての利用推進 ① ② 自然歩道等のレクリエーション資源の利用推進 ③ 啓発活動の推進
	(2) 市街地の みどりの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 街路樹の適正な維持管理の推進 ② 公園・緑地の適正な維持管理の推進 ③ 民地の緑化の推進 ④ 建物(屋上・壁面等)や駐車場の緑化推進 ⑤ 河川とのふれあいの機会・学習機会の創出

	(3) 生物多様性に資する みどりの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① エココリドー(生態回廊)としての保全の推進 ② 生物多様性の向上 ③ 希少野生生物の生息状況の把握と情報蓄積
基本方針3 みどりを通じて 安全・安心のまちを つくる	(1) 計画的な公園の 整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 特色ある公園づくり ② 誰もが安心して使える公園づくり ③ 公園の再生(リニューアル) ④ 環境に配慮した技術の活用
	(2) グリーンインフラとし ての保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 山麓部山林の維持管理の協力体制の推進 ② 災害に備えたみどりの適正配置の推進 ③ エリア一体的なみどりの環境づくり ④ 森林バイオマス資源の利用の研究検討 ⑤ 土地利用転換を好機とした機動的なみどりの創出
基本方針4 みどりを通じて多 様なコミュニティの 醸成を図る	(1) みどりのコミュニティ の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ① 国定公園・府営公園における市民の主体的な活動の支援 ② 公園・緑地における市民の主体的な活動の推進 ③ 市民参加型の森づくりと連携 ④ 地域内プラットフォームの場づくり
	(2) みどりのコミュニティ の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① みどり推進基金の活用 ② みどり行政の連携 ③ 情報発信の強化

3. 基本施策

3-1 基本方針 1 に基づく取組・施策

(1) 山なみの保全

① 山間部のみどりの保全と規制

- 山間部のみどりは、環境保全・防災・景観・レクリエーション等の多様な機能を有しています。これらの機能を最大限発揮させるため、各種規制を活用し、健全なみどり空間を維持します。

② 山麓部のみどりの保全と規制

- 山麓部のみどりは、景観・環境保全・防災・レクリエーション等の多様な機能を有し、特に「山なみ景観」は本市のシンボルであり、市民に安らぎや潤いを与える重要な要素です。このことから、今後とも適切な規制を継続し、保全を図ります。

③ 山なみ景観の保全

- 今後も、適切な規制を継続し、市街地から見た山すそ景観の保全を図ります。

④ 計画的な森林整備と無秩序な開発抑制

- 民有林における無秩序な開発を抑制するよう努めます。箕面市森林整備計画に基づき、森林ごとの機能に応じた良好な森林の育成を誘導します。また、所有者による森林管理の支援に森林環境税を積極的に活用するとともに、森林組合などの持つノウハウや人材を活用します。

(2)農地やため池の保全

①農地の保全

- 市街化調整区域内や生産緑地の農地については、今後も営農が行われることから、まとまったみどりとして位置づけ、その保全に努めます。特に、生産緑地については、市街化区域内の田園風景の減少に歯止めをかけるため、所有者の意向を踏まえ、追加的に指定されるよう、誘導します。
- 農地に植えられるレンゲやコスモスなど優れた農景観の形成も推進します。

②ため池の保全

- ため池は、オアシス空間として、水と親しみ、潤いのある水辺環境への活用を検討します。また、動植物の生息環境として水面及び法面堤防の維持管理を適切に行い、良好な植生・生息環境を維持することで、水生生物・水生植物の保全を図ります。

③営農活動への支援

- 田畑などを中心とする農地は、多面的な機能を有する空間を形づくる重要な要素であることから、効率的に農業経営ができるように農地の集積・集約化を推進するほか、新たな担い手育成に関する取組など、必要な農業政策を講じます。

④里山文化の保全

- 人と里山の関わりの一つの仕組みとして、継承されてきた「マンドロ」、「免業(メンギョウ)」など地域の里山文化の保全・継承を図ります。

(3) 箕面らしいみどりの保全

① 保護樹木・保護樹林の指定、所有者の維持保全活動への支援

- 保護樹木・保護樹林を地域共有のランドマーク(地域の顔)として保存し、景観・みどり資源として関心を高めるため、所有者の維持保全活動への支援を継続します。

② 箕面らしいみどりの観光資源活用及び適切な維持管理と保全

- 箕面の滝やもみじなど、箕面の観光要素となる資源については、観光資源として活用するとともに、清掃や適切な維持管理などの保全を行います。

③ 山麓部のブランド化

- 山麓部のみどりは、箕面市のシンボルとなっており、将来にわたり適切に保全していくことが望まれます。このため、全市で行動する気運を盛り上げるため、「山麓保全アクションプログラム」に基づき、ホームページ、ポスターや各種イベントなどにより普及・啓発を行い、山麓部のブランド化を推進します。

主な施策や取組など

森林環境・景観の保全制度の維持

【自然緑地、樹林・樹木を保全する制度】

- 自然緑地等指定制度
- 山なみ景観保全地区指定制度
- 山すそ景観保全地区指定制度

【景観形成に関する制度】

- 都市景観形成地区/景観配慮地区制度

保全や維持管理を行う
市民・団体への活動補助

- みどり推進基金の活用
 - …保護樹木・保護樹林への報奨
 - …みのお山麓保全活動助成制度(山麓保全アクションプログラム)

農地保全に関する制度の活用

- 止々呂美田園景観保全地区(北部・止々呂美地区)の維持
- 生産緑地地区/特別生産緑地地区の指定
- 大阪府農空間保全制度を活用した府市連携の取組の推進

そのほかの営農活動支援

- 農業への市民参加(市民農園)の推進
- 箕面市農業公社や学校給食を活用した「遊休農地の活用」や「地産地消の推進」、「新たな担い手の確保」などの取組により、生産と消費の両面から都市農業の振興を図ります。

3-2 基本方針 2 に基づく取組・施策

(1)山なみのみどりの質の向上

①山林の魅力アップと環境教育・レクリエーションの場としての利用推進

- 「教学の森」「野鳥の森」「こもれびの森」「国際交流の森」「体験学習の森」などの市民の森を、気軽に利用できる魅力的な山林として、また環境教育・レクリエーションの場として、利用を推進します。

②自然歩道等のレクリエーション資源の利用推進

- 東海道自然歩道、豊能自然歩道などのハイキングコースの活用を図るため、案内看板の整備、コースマップの作成など、利用者が親しみを感じる工夫を行います。

③啓発活動の推進

- 谷筋・斜面地などにおける不法投棄を防止するため、関係機関と連携したパトロールや看板設置などによる啓発活動に努めます。

(2)市街地のみどりの質の向上

①街路樹の適正な維持管理の推進

- 幹線道路は、まちの景観を形成する重要な要素として、箕面の風土に根ざした樹種や地域住民の声を反映した樹種の選定をするなど、維持管理面を考慮しながら、個性と魅力のある植栽を進めます。
- 市民による歩道等の自主管理活動支援制度を今後も推進します。
- 街路樹の維持管理については、「箕面市街路樹マネジメント計画」に基づき適切に実施します。

②公園・緑地の適正な維持管理の推進

- 公園・緑地の草や樹木等が繁茂し、安全性や快適性に支障をきたしている場合は、除草や植栽剪定等を計画的に実施し、利用者の安全性と快適性の確保を図ります。

③民地の緑化の推進

- 市域に緑化重点地区を設定し、緑化施策の地区での取組を後押しします。また、緑化重点地区の設定により、市民の緑化意識の向上を図ります。
- 新規市街地では、開発による環境負荷を軽減するため、早い段階から計画的に緑化を進める必要があります。そのため、本市の「緑化重点地区」に指定します。
- 集合住宅の共有スペースで高木に育ったみどりについては、建て替え時などに残す仕組みを検討します。
- オープン外溝での緑化、壁面緑化、屋上緑化やベランダ緑化、鉢植え、プランターなど建物と一体となった緑化、駐車場の緑化など狭小な空間においても創意工夫により積極的に緑化に努めます。
- 多くの市民に、みどりを増やす取組への参加意識の向上を図るための一つの指標として、「緑視率」を掲げ、その向上に努めます。

④建物(屋上、壁面など)や駐車場の緑化推進

- 建物(屋上、壁面など)や駐車場の緑化推進など、多様な緑化を推進します。

⑤河川とのふれあいの機会・学習機会の創出

- 河川への愛着や地域としての関わりを深めるため、ふれあいの機会や学習・体験の機会を増やします。
- 市内には、箕面川・千里川・勝尾寺川・余野川などの中小河川が流れています。これらについては、市民にとって水に親しみ、潤いを感じられる水辺環境づくりを行います。

(3) 生物多様性に資するみどりの質の向上

① エココリドー(生態回廊)としての保全の推進

- エココリドー(生態回廊)として、野鳥などの生息・移動が可能となるよう、市内全域のみどりの量と質の確保に努めます。

② 生物多様性の向上

- 山間部のみどりは、多くがスギ・ヒノキの人工林であり、今後は、人工林を木材生産林としてだけでなく一部環境林としてとらえ、多様な樹種による混交林化を図るなど、生物の多様性を向上する取組を行います。

③ 希少野生生物の生息状況の把握と情報蓄積

- 山間部などにおける希少野生生物の生息状況を把握するため、専門家や市民グループなどと協働しながら生物調査を促進します。また、得られたデータは、情報を蓄積し、一定の期間ごとに更新を図る手法などを検討します。

主な施策や取組など

森林環境整備

- 止々呂美地区の間伐、ハイキング道整備工事など

市街地緑化に関する制度の運用

- 緑化重点地区の指定
- 緑地の確保に関する市条例(箕面市まちづくり推進条例)の運用による建築物の緑化の推進
- 市民自主管理活動支援制度の運用

街路樹等の維持管理計画

- 街路樹マネジメント計画の策定

3-3 基本方針 3 に基づく取組・施策

(1) 計画的な公園の整備と活用

① 特色ある公園づくり

- 総合公園などの都市基幹公園については、その整備には、長期的な計画と莫大な事業費を要することから、貴重な動植物・歴史・文化的な価値、景観の保全のある箇所を優先的に用地の確保を行っていきます。
- 新たに大規模な公園づくりを行う場合は、地域住民や市民、専門家などによる話し合いの場をもち、地域の特色を活かした公園となるよう努めます。整備後も学習や体験などのソフトプログラムや維持管理計画を通じて、市民が継続的に関わっていく仕組みを検討します。

② 誰もが安心して使える公園づくり

- インクルーシブ(包括的な)誰もが安心して使える公園づくりを行います。高齢者や障がい者の方が公園を安心して利用できるよう、段差の解消やベンチの設置など、必要な配慮を行います。
- 公園利用のルールやマナーづくりについて、地域で考える仕組みとして市民自主管理制度や「公園再生計画」を活用します。
- 災害時は防災施設として、近隣公園や街区公園を、広域避難や一時避難、救助、輸送などに活用します。

③ 公園の再生(リニューアル)

- 身近な公園である街区公園・近隣公園・緑地については、設置後 20 年以上たっている施設が半数以上を占め、遊具などの老朽化が進んでいます。こうした老朽化した公園施設の改修や魅力的な公園施設の整備などを、限られた財源の中でより効果的に整備が進められるよう、利用者へのアンケート結果等を参考にしながら、順次、公園緑地の再生(リニューアル)に取り組みます。

④ 環境に配慮した技術の活用

- みどりや地形を活かしながら整備し、公園内外に発生する自然素材の循環利用など、環境保全に資する公園・緑地の整備に努めます。
- 剪定木や落ち葉の腐葉土化・コンポスト化・チップ化による土の循環、種の再利用・雨水の循環利用・電灯の太陽光発電の活用など、循環型で環境に配慮した公園づくりに努めます。

(2)グリーンインフラとしての保全の推進

①山麓部山林の維持管理の協力体制の推進

- 山麓部のみどりは、多くは里山として活用されてきた山林であり、人との関わりのなかで明るい里山林を維持し、生物の多様性を育み、四季折々の景観の変化を創り出してきました。この里山林としての機能を今後も継承するため、土地所有者だけでなく、市民による山林の維持管理を支援していきます。

②災害に備えたみどりの適正配置の推進

- 街路樹の植栽によりヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 幹線道路は、災害時の防火帯や避難路などの防災機能も有していることから、街路樹の適切な配置を行います。
- 災害時に倒伏等のリスクがある危険木については、中長期的な植替えを実施します。

③エリア一体的なみどりの環境づくり

- 河川の水質浄化の工夫や河縁林の保全など、グリーンインフラの機能が発揮されるよう努めます。
- 勾配の急な河川や護岸でも、表面に草やツル性植物を這わせるなど環境にやさしい工夫を検討します。
- 大阪府アドプトリバー制度を活用し、市民主体による河川清掃を進めるなど、良好な河川環境の保全に努めます。
- 周辺の農地・ため池・社寺林など一体的なみどりとしてとらえ、環境づくりを進めます。

④森林バイオマス資源の利用の研究検討

- 「森林バイオマス資源」の利用に関して情報収集をします。

⑤土地利用転換を好機とした機動的なみどりの創出

- ため池の廃止等により、まとまった用地が取得できる場合には、都市の強靱性を向上させることを目的とし、ため池が担っていたグリーンインフラ機能(雨水流出抑制や生態系の確保)を継承するとともに、箕面らしい景観形成や「都市としての魅力付け」に寄与する空間をめざします。
- また、平時は多世代が集い交流する場、災害時は地域の防災拠点(延焼遮断や一時避難場所)として機能する、質・量ともに充実した「多機能なみどり」を機動的かつ優先的に整備します。

主な施策や取組など

関連計画に基づく公園の再生

- 公園施設長寿命化計画や公園再生計画に基づいた公園のリニューアル工事の取組の推進

エリア一体的な環境活動の推進

- 山林所有者と市民による協働での里山管理の仕組みづくり
- 里山管理の担い手の育成
- シカなどの食害対策、松枯れやナラ枯れ対策などの対応
- 市民自主管理活動支援制度や大阪府アドプトリバー制度を活用した市民主体の活動の推進
- みどり推進基金の活用

グリーンインフラ機能の確保と継承

- ため池等が担うグリーンインフラ機能(雨水流出抑制や生態系の確保)を継承し、箕面らしい景観形成や魅力に寄与する空間の創出
- 平時は多世代が集い交流する場、災害時は地域の防災拠点として機能する、質・量ともに充実した「多機能なみどり」の整備

3-4 基本方針 4 に基づく取組・施策

(1)みどりのコミュニティの醸成

①国定公園・府営公園における市民の主体的な活動の支援

- 明治の森箕面国定公園での「観光案内ボランティア」など、市民の主体的な活動を支援します。
- 国・大阪府・市・市民活動団体等による「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」で情報共有を図り、連携した取組を推進します。

②公園・緑地における市民の主体的な活動の推進

- 市民自主管理活動支援制度を活用し、市民主体による利活用と維持管理を推進します。公園、緑地や道路など、公共施設のみどりを維持・管理する個人、団体に対し、維持・管理するために行政が支援を行います。
- 山麓部やその周辺の活動については、開発事業等緑化負担税等を積み立てた「みどり推進基金」を活用し、山麓保全や市街地緑化の促進を行います。

③市民参加型の森づくりと連携

- 市民参加型の森づくりを行うため、「体験学習の森」で実施している除伐・間伐・植林・炭焼き体験などを通じて里山づくりの人材育成を図るとともに、NPO 法人みのお山麓保全委員会、大阪府や京都大阪森林管理事務所、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会などとの連携を図ります。

④地域内プラットフォームの場づくり

- みどりのまちづくりにおいては、自治会やまちづくり協議会などの地域密着型コミュニティを育て、既存の緑化関係団体のほか、自然保護、環境教育に関心の高いテーマ型のグループと協力しながら、地域の課題について取り組む体制が必要です。団体・個人が持ち合わせている力を集合し、ネットワークの中で活動することにより、実現可能な範囲が広がります。様々な主体が協力・連携し、足りないものを出し合いながらみどりを守り育てる取組を進めます。

(2)みどりのコミュニティの継続の支援

①みどり推進基金の活用

- みどり推進基金の活用方法として、山麓保全活動や森林環境整備、公園整備などに活用することにより、山麓部をはじめ、公園などの環境整備を進めていきます。また、基金に基づく継続的な仕組みづくりに加え、市民や事業者から寄附を募る等、社会的拠出で支えていくことを基本とします。

②みどり行政の連携

- 道路や環境、まちづくり、教育、建設部局など、本計画に定める内容に沿って、その目的を達成するための連携を図ります。

③情報発信の強化

- 「みどりの基本計画」などの将来像を実現する市民を増やすため、ホームページで発信するなど親しみやすい形でまとめ、普及を推進します。
- 食、アート、工芸、文化、環境、福祉など様々な題材とみどりをつなげたイベントなどを、市民から市民への情報発信と交流の場として開催し、市民のみどりへの関心のきっかけづくりを行います。
- また、みどりのイメージを高め、より取組を広げるため、ホームページに掲載するなど、みどりのまちづくりの気運の高揚を図ります。

主な施策や取組など

市民の主体的な活動の推進

- みどり推進基金の幅広い活用による支援・各団体への活動支援
…みのお山麓保全活動助成金や山林整備サポートボランティア派遣等への活用
- 市民自主管理活動支援制度の運用

第5章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区の設定

1-1 緑化重点地区の概要と目的

みどりの将来像を実現していくにあたり、優先度が高くかつ取組むことにより他への波及効果が見込まれる施策を重点事業として推進します。そのため、本計画においては「緑化重点地区」を設定します。

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項の中で緑の基本計画の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、緑化を優先的かつ重点的に行う地区を選定し、地区での緑化推進の方向性や緑化手法を具体的に示し施策に取組むことにより、他へと効果を波及させ、計画全体の早期実現へとつなげる目的があります。

1-2 緑化重点地区設定の基本的な考え方

本市では、特に西部、中部、東部、北部地域のブロックごとに以下の考え方で率先して緑化に取り組むことで、他への波及効果を期待します。

- ①山間・山麓部から市街地へのみどりの骨格軸(ネットワーク)を築くことができる街路や河川の緑化
- ②まとまったみどりとしての公園緑地の整備や面積拡充
- ③市や地域の“顔”となる駅前などの緑化
- ④市民の意識が高く緑化活動がすでに行われているが、より緑化活動を高めたい地区での緑化
- ⑤再開発事業や土地区画整理事業、新規開発事業と連携し計画を進めることができる地区での緑化

表 10 拠点・ネットワーク形成の方針と緑化重点地区

ブロック	緑化重点地区及び拠点(大規模緑地、都市公園等)
西部地域	滝道・箕面駅前・豊中亀岡線(シンボルロード)・芦原公園
中部地域	中央公園・箕面萱野駅・当対池公園・萱野三平記念館周辺(中部地区公園)・箕面船場阪大前駅
東部地域	彩都・皿池公園・五字神社(勝尾寺参道)・箕面東公園(東部地区公園)・松出公園・春日神社(小野原西地区)・千里北公園
北部地域	箕面森町

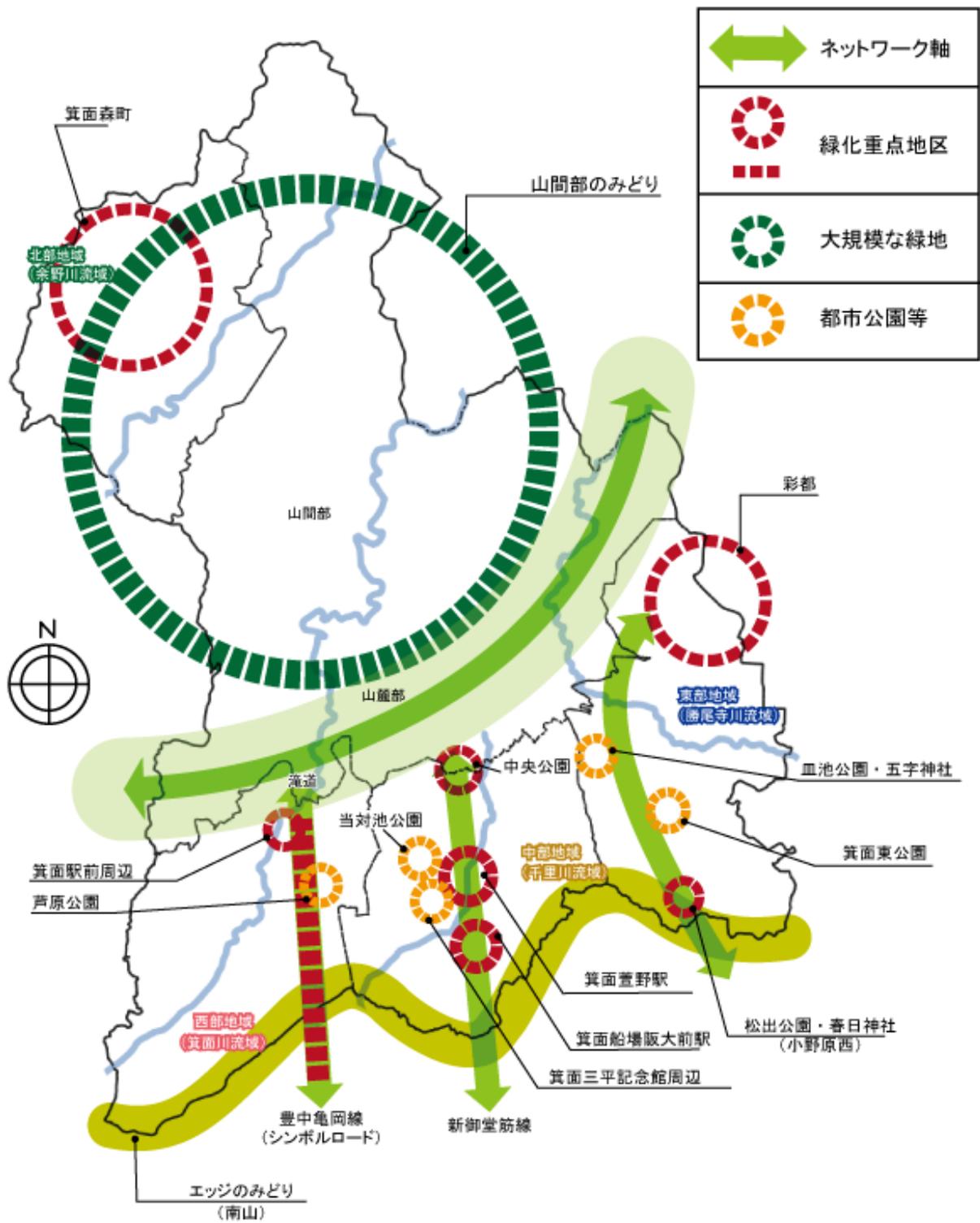


図 22 本市の緑化重点地区

(1)西部地域の緑化重点地区

対象地域のみどりの現況と課題

- 桜ヶ丘などに古くからの計画的住宅地が分布し、良好な住宅地のみどりが残されています。
- 一方、街路が狭く、成熟した豊かな街路樹や生け垣の維持管理が課題としてあげられます。

拠点・ネットワーク形成の方針

- 山麓部と市街地をつなぐ箕面川や多くの人がハイキングコースとして利用する滝道、東海道自然歩道、「シンボルロード」として親しまれている府道豊中亀岡線で南北の骨格軸を形成します。また、中央線により東西の骨格軸を形成します。
- 田村橋通りや紅葉橋通り沿いの住宅に見られる高木や生け垣など、成熟したみどりの連続性を保全します。
- 市役所、芦原公園周辺、阪急箕面駅前など市民や観光客が多く訪れる公共空間は「箕面市の顔」となる場所として重点的に緑化します。
- 旧西国街道沿いの集落のみどり景観を保全します。

(2)中部地域の緑化重点地区

対象地域のみどりの現況と課題

- 市街地の中では最も多く農地やため池が残されている地域です。地域北部に古くからの集落が集まっており、南部には、船場などの商業業務地の集積がみられます。
- 中部地域には、新市街地としてかやの中央があり、計画的なみどりの保全・創出が望まれます。
- 「かやの広場」は箕面萱野駅の開業前から芝生が設けられており、憩いの場として利用されてきました。駅の開業により、今後はより多くの人々が訪れることが期待されます。

拠点・ネットワーク形成の方針

- 中央公園(予定地)からかやの中央を通り船場に抜ける新御堂筋のルートで南北の骨格軸を形成します。
- このルート沿いでは、令和6年(2024年)3月に箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅が完成し、市民の利便性が大幅に向上しました。今後も、市央心部の玄関口として、重点的な緑化に努めます。
- また旧西国街道沿いの集落のみどり景観を引き続き、保全します。

(3) 東部地域の緑化重点地区

対象地域のみどりの現況と課題

- 東部地域では、ニュータウンとして計画的に開発された地域が多く、現在も彩都で新たな開発が進められています。比較的広い敷地規模の住宅地のみどりに加え、街路樹などが豊かにあります。
- 区域を流れる勝尾寺川では、自然環境を残す親水性河川として保全されています。また、住民の参加による維持管理などが行われている箇所もあります。
- 山すその地域では、田園風景を残しています。

拠点・ネットワーク形成の方針

- 彩都を端として勝尾寺参道、勝尾寺川沿いから小野原地区にかけて南北の骨格軸を形成します。
- 五字神社に隣接した皿池公園、また箕面東公園は緑化の拠点として特に重点的な緑化を図ります。
- 旧西国街道沿いの集落のみどり景観を保全します。

(4) 北部地域の緑化重点地区

対象地域のみどりの現況と課題

- 北部地域は、現在でも農村風景を残しています。
- 一方、新名神高速道路の開通に伴い、山麓部などの自然やみどりが減少しないよう留意する必要があります。
- 新しく開発された箕面森町とともに、既存のみどりを保全しながら豊かな自然環境を維持していくことが求められます。

拠点・ネットワーク形成の方針

- 箕面森町でみどりと共生するまちづくりを進めます。

第6章 数値目標

1. 計画の数値目標など

1-1 計画のフレーム

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域としては、市域全域 4,790ha を対象とします。うち、市街化区域面積は、2,006ha(令和7年度計画策定時)となっています。

(2) 計画人口のフレーム

今後の整備目標を考えるため、目標とする中間年次、目標年次の人口を以下のように想定します。

表 11 推計人口⁷

	令和7年度 (2025年度) 策定時	令和12年度 (2030年度) 中間年次	令和17年度 (2035年度) 目標年次
人口 (単位:人)	139,939 (実績値)	143,330	141,178

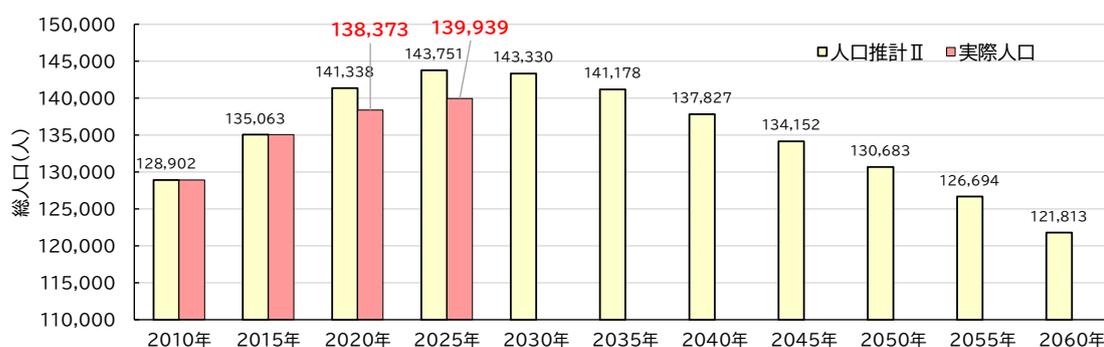


図 23 箕面市の将来人口推計

⁷ 出典:箕面市 市勢年鑑(令和7年度)、箕面市人口ビジョン(平成27年10月)

1-2計画の確保目標水準

本計画では、計画の取組の進捗状況を把握するため、「みどりの量」と「みどりの質」それぞれについて、4つの目標水準を定めます。各取組の進捗は、これらの確保目標水準を基に確認します。

表 12 計画の確保目標水準

計画の確保目標水準/年次		令和 7 年度 (2025 年度) 策定時	令和 12 年度 (2030 年度) 中間年次	令和 17 年度 (2035 年度) 目標年次	
みどりの量	みどりの確保目標水準 緑地(施設緑地・地域制緑地)及び緑化空間(公共・民間)を合わせたみどりの確保量	市域全域の確保量※ ¹	2,665ha (55%)	2,665ha (55%)	2,665ha (55%)
		市街化区域の確保量	329ha (16%)	329ha (16%)	329ha (16%)
	市民一人当たりの都市公園などの確保目標水準	確保量	462.3ha	464.1ha	467.1ha
	都市公園として整備すべき緑地の確保量	市民1人※ ² 当たりの公園面積	33 m ²	32 m ²	33 m ²
みどりの質	緑視率 市街地の緑化空間の質的な確保量	12 地点※ ³	基準値	5 年ごとに調査し、みどりの質の向上に取り組む	
	みどりの満足度 市民の緑地・緑化空間への満足度	市民アンケート※ ⁴ 「みどりへの満足度」の満足度比率	基準値		

※¹ 計画対象地域…市域全域 4,790ha、市街化区域面積 2,006ha(令和 7 年度策定時点)

※² 本市人口…令和 7 年度:139,939 人(市勢年鑑)/令和 12 年度:143,330 人/令和 17 年度:141,178 人(出典:箕面市人口ビジョン(平成 27 年))

※³ 今回、調査地点は 12 地点を選定していますが、今後調査地点の見直し等も含め、評価していく予定です。

※⁴ 「市民アンケート」は箕面市により 2 年に 1 度実施される「箕面市市民満足度アンケート」を指します。

市内のみどりの豊かさを市民が実感しやすい指標で示し、本市のみどりの現況や変化をわかりやすく伝えるとともに、多くの市民がみどりを増やす取組に参加する意識の向上を図るため、「緑視率」と「みどりの満足度」を新たに確保目標水準として設定します。

「緑視率」とは、人の視野に占める樹木などの「みどりの面積」の比率です。この「緑視率」は、市街地の緑化空間の質的な確認(目の高さで見える緑化空間の質の評価)を行います。「みどりの満足度」は、「山なみのみどり」の他に市内各所の緑地・緑化空間への市民の満足度を評価し、みどりの質を確認します。

(1)みどりの確保目標水準

緑地(施設緑地・地域制緑地)及び緑化空間(公共・民間)を合わせたみどりの確保量は、以下のとおりです。市域全域として緑地及び緑化空間は充実している現状を踏まえ、今後もこれを維持に努めることで、みどりの量を確保していきます。

表 13 みどりの確保目標水準

		令和 7 年度 (2025 年度) 策定時	令和 12 年度 (2030 年度) 中間年次	令和 17 年度 (2035 年度) 目標年次
市域全域	確保量	2,665ha	2,665ha	2,665ha
	全市域に 対する割合	約55%	約55%	約55%
うち市街 化区域	確保量	329ha	329ha	329ha
	市街化区域内の 割合	約16%	約16%	約16%

※ 計画対象地域…市域全域 4,790ha、市街化区域面積 2,006ha(令和 7 年度策定時点)

(2)市民一人当たりの都市公園などの確保目標水準

都市公園など(都市公園と市街地に接する市民の森を含む)として整備すべき緑地の確保量は、現時点で想定できる最大値を以下に示します。この数値を「理想値」「指針値」として、目標実現に向けて整備を推進します。

表 14 都市公園などの確保目標水準

	令和 7 年度 (2025 年度) 策定時	令和 12 年度 (2030 年度) 中間年次	令和 17 年度 (2035 年度) 目標年次
確保量	462.3ha	464.1ha	467.1ha
市民1人当たりの 公園面積	約33㎡	約32㎡	約33㎡

※ 本市人口…令和 7 年度:139,939 人(市勢年鑑)/令和 12 年度:143,330 人/令和 17 年度:141,178 人(出典:箕面市人口ビジョン(平成 27 年))を用いて計算。

(3) 緑視率

緑視率については、主要な 12 地点を選定し、測定しました。本計画では、確保目標水準の数値について、令和 7 年度の調査結果を「基準値」とし、5 年ごと(中間年次・目標年次)に同様の方法で緑視率を測定し、その結果を公表します。これにより、市街地の緑化状況の推移を把握します。

表 15 調査地点及び現況(令和7年度)の緑視率の基準値

No.	箇所名	令和 7 年度 (2025 年度) 策定時	令和 12 年度 (2030 年度) 中間年次	令和 17 年度 (2035 年度) 目標年次
①	箕面駅	3%	5 年ごとに計測し、 結果を公表 令和 7 年度の結果を基準値 とし、緑化状況の推移を把握 みどりの質の向上に取り組む	
②	牧落駅	2%		
③	桜井駅	4%		
④	箕面萱野駅	17%		
⑤	箕面船場阪大前駅	10%		
⑥	粟生団地バスターミナル	19%		
⑦	森町地区センター	23%		
⑧	市役所前	56%		
⑨	西南小緑地前	35%		
⑩	関西スーパー前	20%		
⑪	豊川支所前	38%		
⑫	彩都の丘学園前	15%		
合計	12 地点			

※ 各地点につき 2~3 か所測定し、その緑視率の平均値を公表します。

※ 国土交通省の調査⁸によると、緑視率が高い場所ほど、その場所を「安らぎ」「さわやか」「潤い」を感じる人の割合が高く、緑視率がおよそ 25%を超えると「緑が多い」と感じ始めるという傾向があります。ただし、本計画では、個別の数値目標は設定しません。

※ 調査地点として選定した 12 地点は鉄道駅やバスターミナル、公共施設周辺、商業地前など、多くの市民が集まる場所を中心として、市内全体にバランスよく選定しています。今後は調査地点の見直し等も含め、評価していく予定です。

緑視率の測定結果



①箕面駅



③桜井駅



④箕面萱野駅



⑧市役所前

⁸ 平成 16 年度 国土交通省調査「都市の緑の量と心理効果の社会実験調査」

1-3計画の推進体制

中間年次である令和12年度(2030年度)に、計画の目標水準の把握・評価を行い、計画の進捗管理を行います。その数値の達成度に応じて、目標年次に向けて施策等の見直しを行います。

みどりのまちづくりの主体は、行政だけでなく、市民や事業者など地域に関わる全ての団体です。特に本市では、市民による主体的な取組が従来から活発であり、これまで公共施設の緑化のための花苗・種子配布や維持管理に対する助成金など、物的・資金的な支援などを充実させてきました。

今後も、市民が主体的にみどりのまちづくりを担うことができるよう支援を継続するとともに、行政・市民・事業者が役割分担し、連携・協働しながら、将来像の実現に向けてまちづくりを進めていきます。

表 16 計画の推進体制と役割分担

役割	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのまちづくりの主導 ・公共のみどり(街路樹・公園)の維持管理 ・市民・事業者・各種団体の取組の支援 ・箕面らしいみどりの保全と創出のための制度や法的枠組みの設計
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域市民の取組への支援・協力・連携 ・みどりのまちづくりへの参加 ・事業活動に起因する環境負荷の低減 ・事業所周辺の緑化 ・オープンスペースの提供
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や農地などの保全 ・身近な公園の利用 ・敷地内の緑化 ・みどりを通じたまちづくりへの参画 ・みどりに関する関心、学習

本計画の評価、検証、見直し等は、箕面市が主体となって実施します。実施にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善・見直し)のPDCAサイクルに基づき、施策の実施状況や目標の達成状況を目標年次・中間年次に検証・評価し、社会情勢の変化なども踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

検証・評価に必要なデータは、各種統計資料を定期的に収集するほか、施策の認知度や必要性の理解度を把握するため、市民アンケート調査等を適宜実施します。

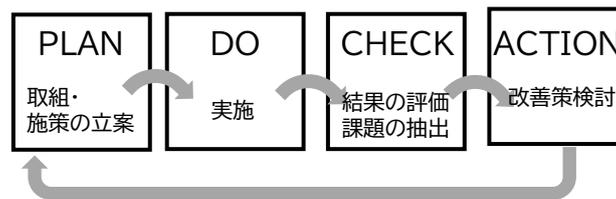


図 24 PDCAサイクル

2. 公園整備内容

2-1 住区基幹公園・都市基幹公園の基本的な整備方針

① 住区基幹公園(街区・近隣・地区公園)

主に徒歩での利用者に供することを目的としていることから、人口が密集している地域で公園の整備状況を考慮し、整備の遅れている地域の公園を優先します。また、防災上の観点、みどりのネットワークや緑化重点地区の指定状況を考慮して整備を進めます。

② 都市基幹公園(総合・運動公園)

大規模な公園の整備には、長期的な展望と莫大な経費を必要とすることから、土地の状況、社会背景、動植物の生息状況、歴史・文化的価値、景観及び防災上の必要性などを勘案し、重要かつ貴重な部分から土地の購入を進め、整備を行っていきます。

2-2 公園整備内容

都市公園		整備目標
① 住区基幹公園	<p>住区基幹公園は、都市住民の安全で健康的な生活環境や休養、レクリエーション活動の場として、日常的に利用される公園です。</p> <p>この住区基幹公園は、住民の生活行動圏(徒歩圏域)である住区を基本単位として配置されるもので、街区公園、近隣公園、地区公園に分類されます。</p>	<p>街区公園</p> <p>街区公園は主に街区内に居住する方の利用に供することを目的とする公園で、一箇所あたり0.25haを標準面積として配置します。最も身近な公園として地区の実情に合わせ、遊戯、運動、憩いなどに配慮して施設を配置します。</p> <p>土地地区画整理事業による新たな市街地では住宅地の配置を考慮し、街区公園を適正に配置します。</p> <p>既成市街地では、防災やみどりのネットワーク、公園の開設状況を考慮し、優先順位の高いものから順次整備を進めます。特に、緑化重点地区での整備を優先します。</p>

	近隣公園	近隣公園は、主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、一箇所あたり2haを標準面積として配置します。近隣住区の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に構成されます。
	地区公園	地区公園は、主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、一箇所あたり4haを標準面積として配置します。地区住民の身近なレクリエーション施設を主体に、休養、修景施設などを配置していきます。

都市公園		整備目標	
② 都市基幹公園	都市基幹公園は、都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境や休養、レクリエーション活動の場として、全ての市民が利用できる公園です。 ひとつの都市を計画単位として配置されるもので、都市の緑の一大拠点となるとともに、都市の基幹的施設や災害時の避難場所としての機能を持ち、総合公園や運動公園に分類されます。	総合公園	総合公園は、休憩、観賞、散歩、遊戯、運動など、多様なレクリエーション活動の拠点となることを目的とした公園で、目標年次までに、中央公園(17.3ha)の整備を目指します。
		運動公園	運動公園は、市民の日常的かつ週末の運動目的に供する公園として、また避難場所の性格を考慮し、防災拠点となる場所に配置します。
③ 広域公園	広域公園は、市町村区域を超える広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とする公園です。	府営 箕面公園	府が実施する整備、運営について、その円滑な推進に向け、連携・協力していきます。

緑地の整備目標総括表

緑地種別	平成14年(2002)年当初策定当時状況						平成22年(2010)年度中間年次						令和7(2025)年改訂時現況								
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域					
	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人			
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)				
住区基幹公園	街区公園	56	13.62	1.12	56	13.62	1.11	58	14.07	1.1	58	14.07	1.08	57	13.75	1.00	57	13.75	0.98	(1)	
	近隣公園	10	13.16	1.09	10	13.16	1.07	11	14.36	1.12	11	14.36	1.11	13	21.53	1.56	13	21.53	1.54	(2)	
都市基幹公園	地区公園																			(3)	
	総合公園																			(4)	
	運動公園																			(5)	
	基幹公園計	66	26.78	2.21	66	26.78	2.18	69	28.43	2.22	69	28.43	2.19	70	35.28	2.55	70	35.28	2.52	(6)=(1)~(5)の合計	
特殊公園	風致公園																			(7)	
	動植物公園																			(8)	
	歴史公園																			(9)	
	墓園																			(10)	
	その他																			(11)	
	広場公園																			(12)	
	広域公園				1	83.8	6.81				1	83.8	6.46				1	83.8	5.99	(13)府営箕面公園を含む	
	緩衝緑地																			(14)	
	都市緑地																			(15)	
	緑道																			(16)	
	都市林																			(17)	
	国の設置によるもの																			(18)	
	その他の公園緑地	143	18.13	1.5	145	19.89	1.62	236	24.24	1.9	238	26	2	462	168.26	12.18	464	168.37	12.03	(19)	
	都市公園計	209	44.91	3.71	212	130.47	10.61	305	52.67	4.12	308	138.23	10.65	532	203.54	14.73	535	287.45	20.54	(20)=(6)~(19)の合計	
	市民の森等	5	41.67	3.44	8	144.52	11.75	5	41.67	3.26	8	144.52	11.14	5	41.67	3.02	6	174.81	12.49	(21)	
	都市公園等合計	214	86.58	7.15	220	274.99	22.36	310	94.34	7.38	316	282.75	21.79	537	245.21	17.75	541	462.26	33.03	(22)=(20)+(21)	
	公共施設緑地	173	105.49	8.7	193	785.95	63.9	189	115.01	8.99	209	795.47	61.34	26	49.72	3.60	31	670.80	47.94	(23)国定公園等を含む	
	民間施設緑地	70	47.83	3.95	79	78.78	6.41	67	44.23	3.46	76	75.18	5.8	40	13.88	1.00	57	232.45	16.61	(24)	
	施設緑地内の重複	3	1.6	0.13	3	1.6	0.13	3	1.19	0.09	3	1.19	0.09							(25)	
	施設緑地計	454	238.3	19.67	489	1138.12	92.54	563	252.39	19.74	598	1152.21	88.84	603	308.81	22.35	629	1365.51	97.58	(26)=(22)~(24)の計-(25)	
地域制緑地	特別緑地保全地区																			(27)	
	緑地保全地区																			(28)	
	風致地区					91.76	7.46					91.76	7.08					91.76	6.56	(29)近郊緑地保全区域、国定公園に含まれる	
	生産緑地地区		81.93	6.76		81.93	6.66		67.13	5.25		67.13	5.18	233	51.61	3.74	233	51.61	3.69	(30)	
	近郊緑地保全区域					1835	149.19					1,835	141.5					1,835	131.13	(31)風致地区、国定公園を含む	
	自然公園(国立公園)					962.6	78.26					962.6	74.23					962.6	68.79	(32)府営箕面公園、風致地区、保安林区域(一部)を含む	
	自然環境保全地域																			(33)	
	農業振興地域農用地区域																			(34)	
	河川区域																			(35)	
	市民緑地																			(36)	
	保安林区域		1.15	0.09		760.3	61.82			1.15	0.09		810.15	62.47		1.15	0.08		831.00	59.38	(37)各保安林は互いに重複している
	法によるもの計		83.08	6.85		3731.59	303.4			68.28	6.85		3766.64	290.46		52.76	3.82		3771.97	269.54	(38)=(27)~(37)の計(重複面積を除く)
	条例等によるもの		2.03	0.17		382.34	31.09			2.03	0.17		382.78	29.52		2.03	0.15		382	27.3	(39)
	協定によるもの																				(40)
小計		85.11	7.02		4113.93	334.49			70.31	7.02		4149.42	319.98		54.79	3.97		4153.97	296.84	(41)=(38)~(40)の計	
地域制緑地内の重複					1722.66	140.06						1763.36	135.98					1763.36	126.01	(42)	
地域制緑地計		85.11	7.02		2391.27	194.43			70.31	7.02		2386.06	184		54.79	3.97		2390.61	171	(43)=(41)-(42)	
施設・地域制緑地間の重複			35	2.89		910.07	73.99			35	2.89		910.07	70.18		35	2.53		1091.03	77.96	(44)
緑地総計			288.41	23.8		2619.32	212.98			287.7	23.87		2628.2	202.66		328.6	23.79		2665.09	190.45	(45)=(26)+(43)-(44)
人口	市街化区域人口	121,200			市街化区域人口			127,884			市街化区域人口			138,145							
	都市計画区域人口(H14.1現在)	122,994			都市計画区域人口			129,678			都市計画区域人口			139,939							
面積	市街化区域面積	1,985			市街化区域面積			1,985			市街化区域面積			2,006							
	都市計画区域面積	4,784			都市計画区域面積			4,785			都市計画区域面積			4,785							
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	14.53%			市街化区域面積に対する割合			14.52%			市街化区域面積に対する割合			16.38%							
	都市計画区域に対する割合	54.75%			都市計画区域に対する割合			54.94%			都市計画区域に対する割合			55.70%							
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)	都市公園	10.61㎡/人			都市公園			10.66㎡/人			都市公園			20.54㎡/人							
	都市公園等	22.36㎡/人			都市公園等			21.80㎡/人			都市公園等			33.03㎡/人							

3. 策定経過

3-1策定経過

表 17 策定経過

年月		「みどりの基本計画」策定の経過
令和 7 年	8 月	第 1 回 箕面市みどりの基本計画改訂版策定会議
	9 月	市民アンケートの実施 (期間:令和 7 年 9 月 1 日~9 月 22 日)
	10 月	第 2 回 箕面市みどりの基本計画改訂版策定会議
	11 月	第 3 回 箕面市みどりの基本計画改訂版策定会議
令和 8 年	1 月	第 4 回 箕面市みどりの基本計画改訂版策定会議
	2 月	パブリックコメント (期間:令和 8 年 2 月 9 日~3 月 9 日)
	3 月	箕面市みどりの基本計画 策定

3-2検討体制

箕面市みどりの基本計画改訂版策定会議(令和 7 年度)

学識経験者	増田 昇	大阪府立大学名誉教授 LAまちづくり研究所 所長
	加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科 教授
	岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授
関係団体	成瀬 英夫	NPO法人みのお山麓保全委員会 事務局長
	須貝 昭子	特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお 理事長
	上田 芳弘	みのお公園・緑地魅力アップ委員会 代表